

第6次二宮町総合計画

前期基本計画 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来



第6次二宮町総合計画 前期基本計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

ごあいさつ

このたび、二宮町町民憲章を基本理念に掲げ、「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」という将来像の実現に向けた、令和5年度(2023年度)から10年間のまちづくりの指針となる「第6次二宮町総合計画」、さらには前半の5年間で重点的に取り組む施策を示した「前期基本計画」を策定いたしました。

近年、人口減少・少子高齢化の問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や異常気象による災害の激甚化、世界情勢の不安定化による物価高騰など、私たちの生活はこれまでにない規模で目まぐるしく変化しています。これに対し私たち基礎自治体は、様々なケースに備え、柔軟かつ迅速に対応できるような行政運営が求められています。

前期基本計画では、一人ひとりが多様性を認め合い、地域でのつながりを深め、子どもから高齢者まで安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、10年後の将来像の実現のため、町民の皆さまとともに考え取り組んでまいります。また、これまで町では第2期二宮町総合戦略の基本目標に基づいて、少子化・人口減少に対して取り組みを進めてまいりましたが、ここであらためて第3期二宮町総合戦略を策定し、前期基本計画と整合をとりつつ、5年間の人口減少に対する町の取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、活発なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、ワークショップや町民意見募集等を通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに対し心からお礼申し上げます。

令和5年3月

二宮町長 村田 邦子



第6次二宮町総合計画 前期基本計画 目次

第1章■第6次二宮町総合計画基本構想	1
1-1 計画の目的と役割	2
1-2 基本理念と10年後の将来像	3
1-3 まちづくりの方向性	4
1-4 土地利用構想	6
第2章■前期基本計画	7
2-1 前期基本計画策定にあたっての前提	8
2-2 前期基本計画の構成と計画期間	13
2-3 前期基本計画の体系	14
第3章■重点的方針	15
第4章■分野別方針	19
第5章■第3期二宮町総合戦略	39
5-1 基本的な考え方	40
5-2 基本目標	43
資料編■	53
資料1 策定経過	54
資料2 二宮町総合計画審議会条例	58
資料3 二宮町総合計画審議会委員名簿	59
資料4 諮問・答申	60
資料5 用語解説	68

第1章

第6次二宮町総合計画 基本構想

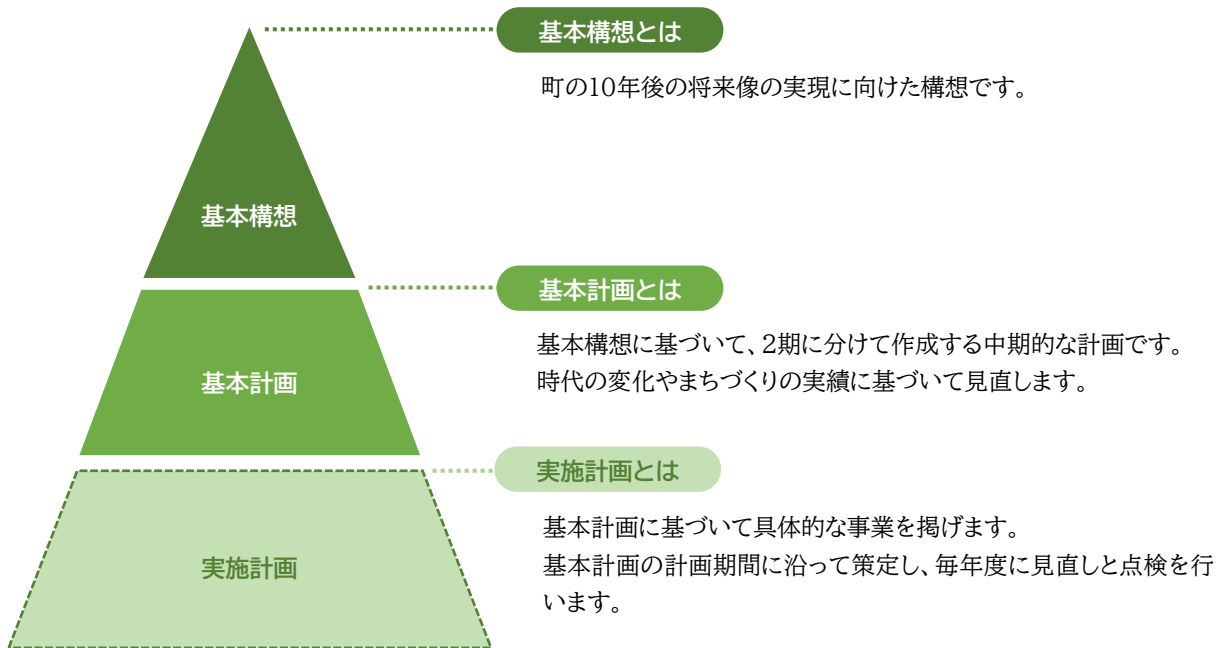
1-1 計画の目的と役割

計画の目的

人口減少や人口構造の変化など、様々な時代の変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを行うため、令和5年度からの10年間にわたる町のまちづくりの指針として策定します。

計画期間と構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層より構成します。



年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
基本構想	第6次二宮町総合計画 基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	実施計画					実施計画				
	実施計画(見直し・点検)					実施計画(見直し・点検)				
	実施計画(見直し・点検)					実施計画(見直し・点検)				
	↓					↓				

1-2 基本理念と10年後の将来像

基本理念

二宮町は豊かな自然環境の中で、明るく豊かなまちの発展を願い、町民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、昭和53年に二宮町町民憲章を制定しました。

令和5年度からスタートする第6次二宮町総合計画では、町民の豊かな暮らしの実現に向けて、改めて二宮町町民憲章をまちづくりの普遍的な「基本理念」に据えて、町民と行政の協力によりまちづくりを進めていくこととします。

二宮町町民憲章(昭和 53 年7月5日制定)

- ・ 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
- ・ ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
- ・ きまりを守り、良習をはぐむ住みよい二宮町をつくりましょう。
- ・ 幸せを願い、健やかな明るい二宮町をつくりましょう。
- ・ 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

10年後の将来像

「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」

二宮町は、緑あふれる山と穏やかな海に囲まれ、温暖な気候に恵まれた地域であることに加え、他者を受け入れる懐の深い町民性により、地域で支えあう温かい文化を自然と育んできました。

しかし、全国的に進展している人口減少・少子高齢化は、町特有の支えあいの文化だけでなく、産業・福祉・教育・都市基盤と様々な分野に影響をもたらす大きな問題となっています。

また、近年頻発している地球温暖化の影響を受けた豪雨などの自然災害や、新たな感染症の出現なども、安全で安心な日常生活を営む上での脅威になっています。

これらの問題に適切に対応し、二宮町の特徴である豊かな自然や支えあいの文化、多様性を受け入れる風土といった魅力を、未来を担う子どもたちに受け継ぐことができるよう、様々な取り組みを持続可能な形に変えていく必要があります。

この必要な変革を進めるうえで、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を基盤として、町民の皆さんから寄せられたたくさんの想いや希望を未来へつないでいけるようにと願いを込めて、「10 年後の将来像」を掲げます。

1-3 まちづくりの方向性

①子どもたちの健やかな成長と生きる力を育むまち

施策分野:子育て、教育

豊かな自然の中で、妊娠から出産・子育ての各段階で切れ目のない支援を行い、心のゆとりをもって子どもを産み、地域に温かく見守られながら、誰もが安全・安心な子育てを行うことができる環境の整備を推進します。

また、未来を担う子どもたちが、二宮の地域資源に触れ、「他者との関わり」により学力だけでなくグローバルな視点を含めた主体性を持ち、自ら考え、将来を切り開いていくための生きる力を育む二宮らしい教育を推進するとともに、次代に即した学校システムへの移行を進め、学校施設の集約化を研究します。

②誰もがいきいきと豊かに暮らせるまち

施策分野:福祉、健康・保健

子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で心身ともに健やかで自立した生活を送ることのできる地域共生社会の実現に向け、多様化したニーズに対応する包括的な支援の充実と、人と人とのつながりを大切に、地域とともに支え合う仕組みづくりを進めます。また、食育や運動をはじめ、豊かな自然環境や町民の力を生かした心と身体健康づくりを推進します。

③人と多様な自然とがいつまでも共生する持続可能なまち

施策分野:環境、防災、消防救急

恵まれた自然環境を未来へ引き継いでいくため、2050年脱炭素社会の実現をはじめとした地球規模の取り組みについて、町民、地域、事業者、町がともに学び、考え、行動することで、いつまでも自然環境と共生していける持続可能なまちづくりを推進します。また、近年多発する大規模災害や感染症の流行などによって社会情勢が変化する中、ともに力を合わせ支え合うことで、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

④地域資源を生かし、にぎわいのある活力に満ちたまち

施策分野:農林漁業、商工業、観光

自然や歴史、文化などの豊かな地域資源と新たに転入された方々を含めた人のつながりを生かして、人材育成や経営支援・創業支援を行い、農林水産業、商工業を振興することで、事業の大きさにかかわらず携わる誰もがやりがいをもって事業に取り組むことができるまちを目指します。また、二宮らしい観光資源を活用した観光情報の提供、誘客宣伝活動を行って、交流人口の増加による経済の活性化と、町内外への二宮の魅力発信を推進します。

⑤都市と自然が調和した安全で快適なまち

施策分野:都市基盤、土地利用、公園・緑地

吾妻山公園をはじめとした緑に囲まれた地域資源を生かした魅力あるにぎわい拠点の形成や、生活道路や下水道といった社会基盤の環境に配慮した継続的な整備・維持、地域公共交通の確保・維持などを通して、誰もが生活において豊かさと快適さを感じられるまちを目指します。

⑥町の歴史や文化への誇りを持ち、学びを通じた生きがいがあるまち

施策分野:歴史・文化、生涯学習・スポーツ

これまで先人が紡いできた歴史や文化を保全し、町民が学び、継承していく機会を確保することで、郷土への誇りと郷土を愛する心を育みます。また、町民の自発的な学習活動やスポーツ活動を通して、すべての世代の誰もが生き生きと充実した生活を送ることのできるまちを目指します。

⑦きずなを深め、町民と行政がともに取り組むまち

施策分野:自治、行財政改革、地域づくり、安全安心

人口減少、少子高齢化の進展に伴い、今後、さらに財政状況が厳しくなる中、新しい未来技術を活用した効果的なサービスの提供と老朽化した公共施設の集約、複合化を進め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

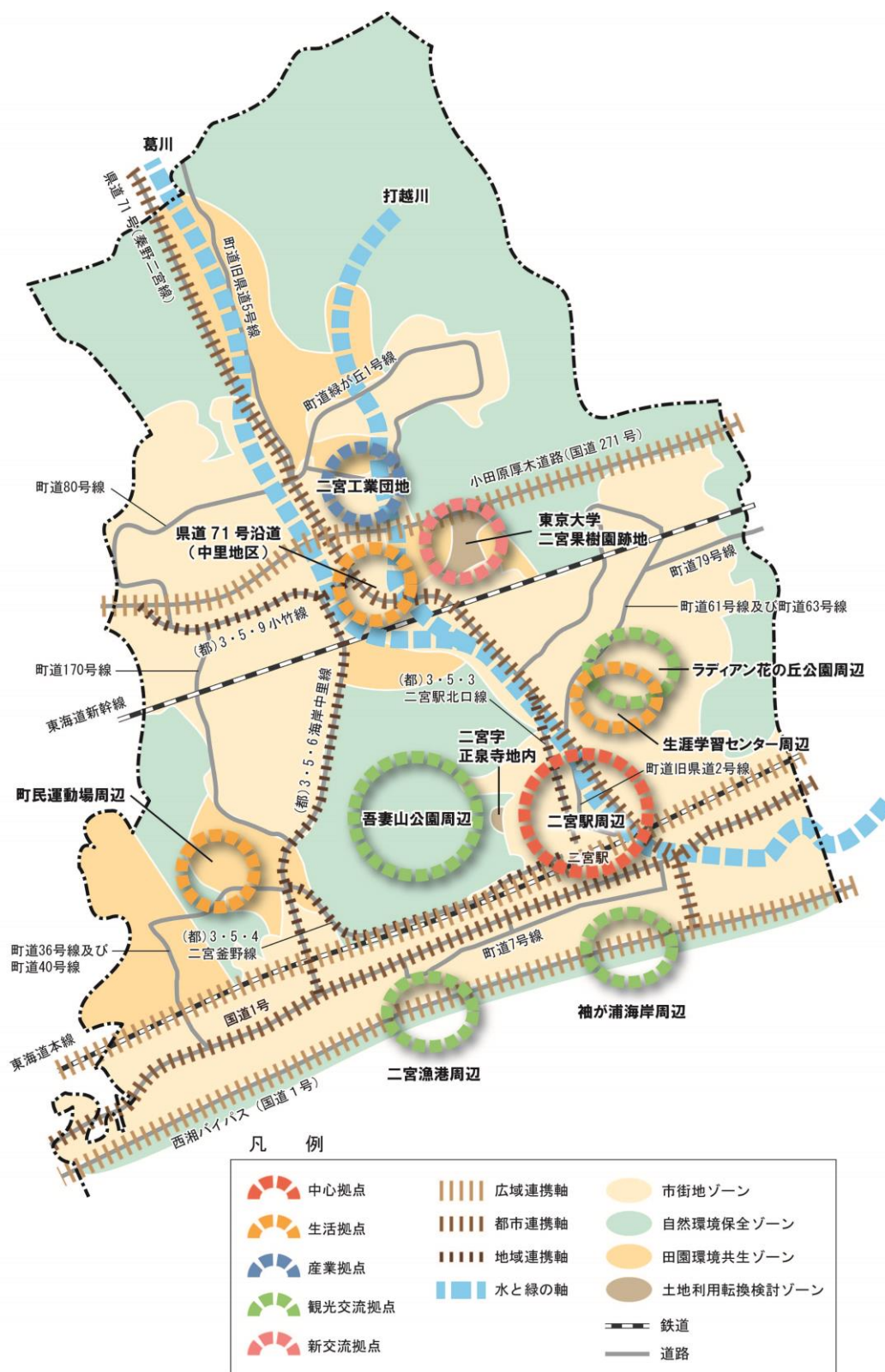
また、町民を主役として、地域、事業者、町、さらにまちに関わるすべての人々がそれぞれの役割を意識して、安全安心をはじめとした、ともに行動し支えあう環境を醸成するため、時代に即した柔軟な姿勢で、地域に根差した多様な活動を支えるまちづくりを推進します。


1-4 土地利用構想

第5次二宮町総合計画を踏まえ平成27年に策定した都市計画マスタープランに基づき、二宮駅を中心に形成されたコンパクトな市街地構造を基本としながら、魅力や活力の感じられる都市とするために、自然や歴史、文化などを背景とした地域特性に応じた「拠点」、近隣の都市や各拠点間をつなぐ主要な道路や鉄道などを「軸」として設定し、各拠点に配置される機能の相互連携を図ります。

また、「拠点」と「軸」を骨格として、計画的に土地利用を進めていきます。

図：土地利用構想(都市計画マスタープランの将来都市構造図より)





第2章

前期基本計画

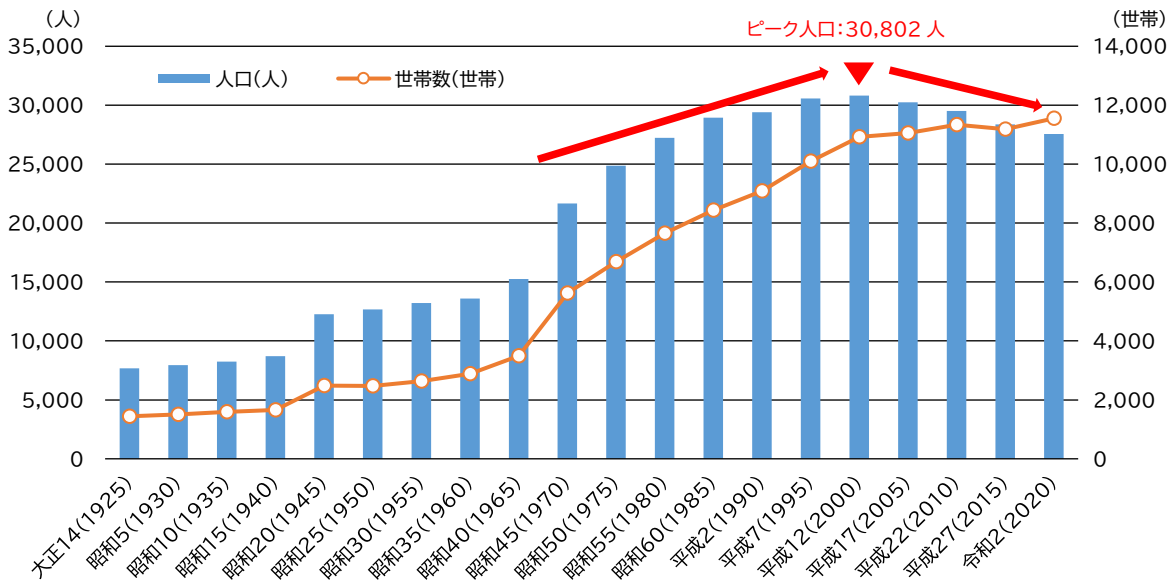
2-1 前期基本計画策定にあたっての前提

(1)人口、世帯数および年齢3区分別人口

○町の人口は、平成12年(2000年)をピークに減少しており、令和2年(2020年)には27,564人で、平成12年の89.5%となっています。

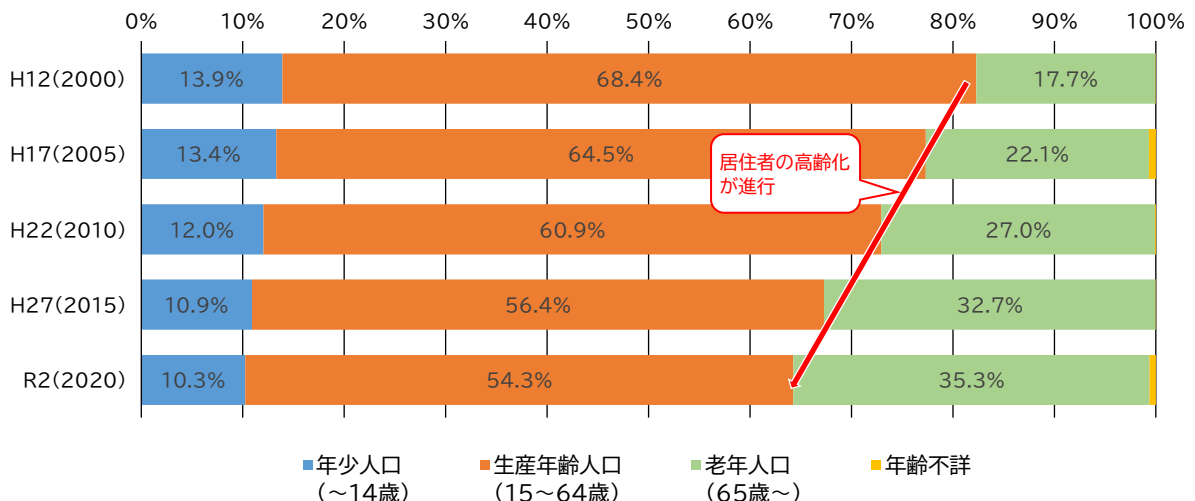
○令和2年(2020年)の世帯数は11,552世帯で、一時期よりは鈍化しているものの、増加傾向が続いています。

◆二宮町の人口・世帯数の推移(資料:「国勢調査」)



○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の老年人口は、令和2年(2020年)に全人口の約35%を占め、老年人口指数(=老年人口÷生産年齢人口×100)が65.0、生産年齢人口1.5人に対し、老年人口1人の割合となっています。

◆二宮町の年齢3区分別人口の推移(資料:「国勢調査」)

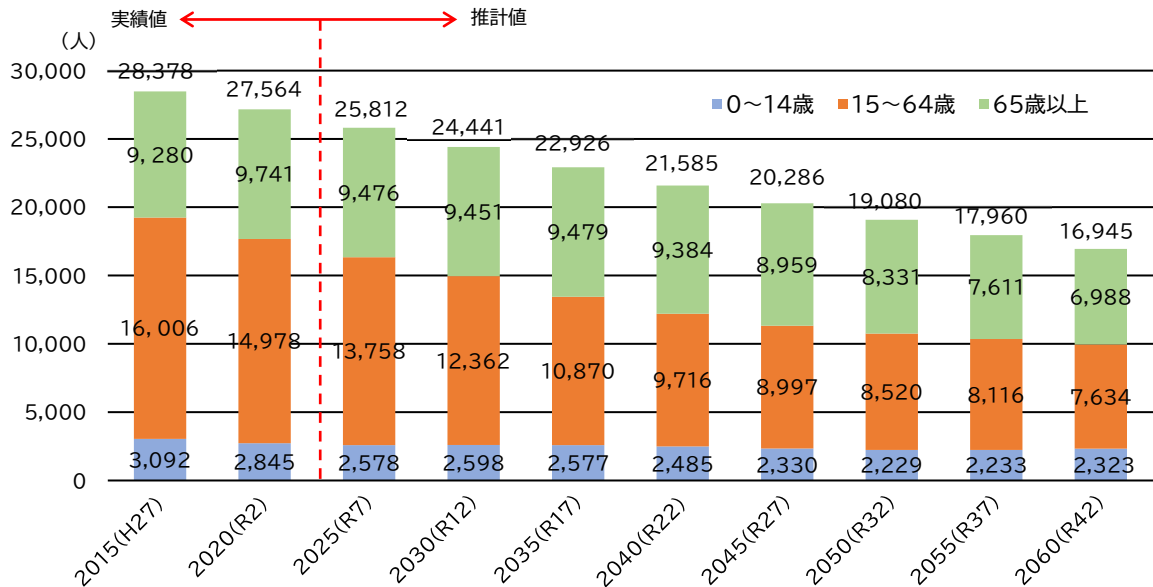


(2) 将来人口推計

○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、町の総人口は令和42年(2060年)までに14,376人まで減少すると予想されており、高齢者人口の割合もさらに高くなるなど、進展する人口減少と少子高齢化への対応が課題になります。

○そのため、「二宮町人口ビジョン」では、令和42年に向かって出生率を2.07まで回復させるとともに、転出超過である社会移動を0にし、令和42年の町の人口を17,000人以上とすることを目指しています。

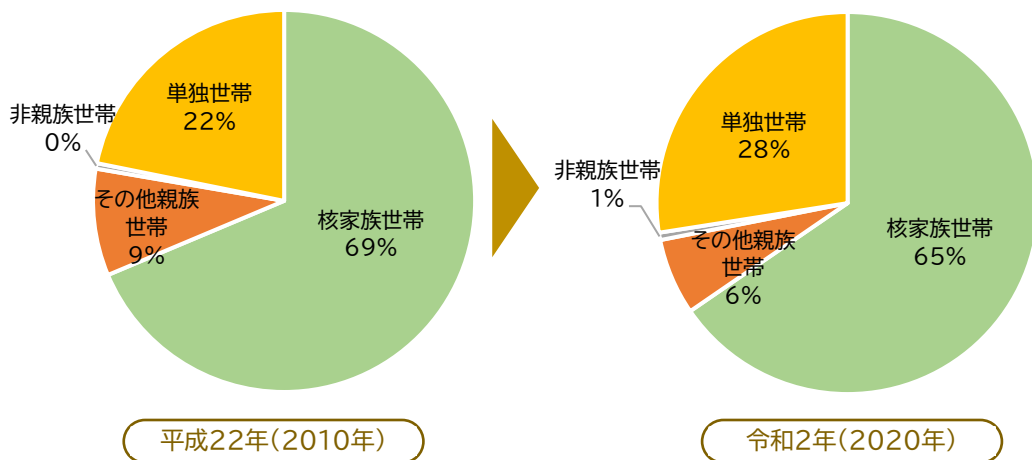
◆人口推計(資料:「二宮町人口ビジョン シミュレーション①の推計」) ※なお、令和2年度までは実績値に修正



(3) 世帯構成

○少子高齢化に伴い、家族構成にも変化が見られ、10年前と比較すると、単独世帯(一人暮らし世帯)が約6ポイント増加しています。

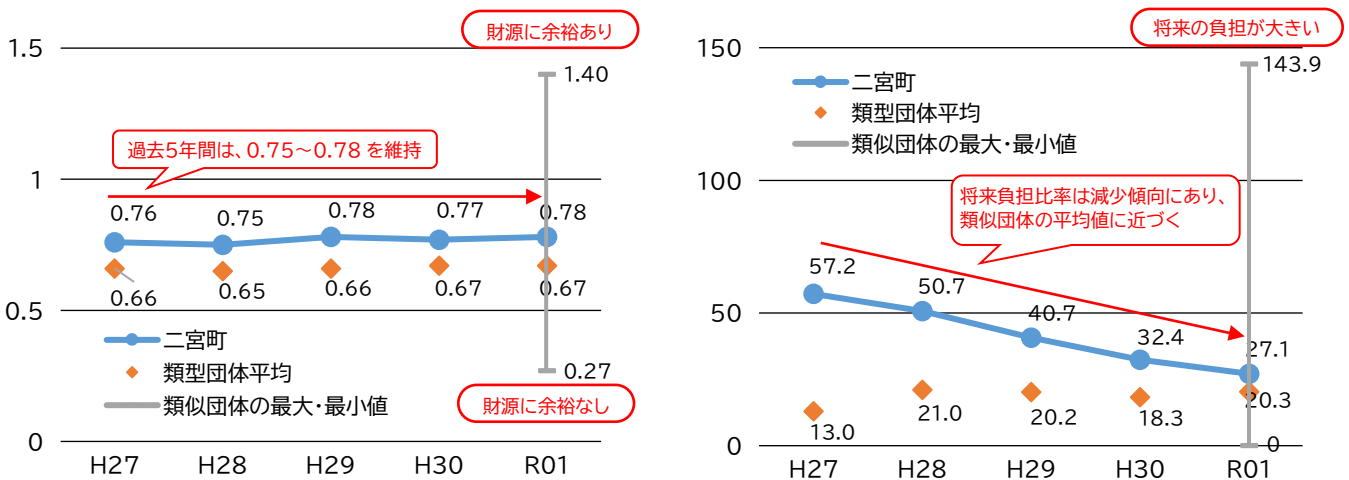
◆世帯構成の変化(資料:「令和2年度国勢調査」)



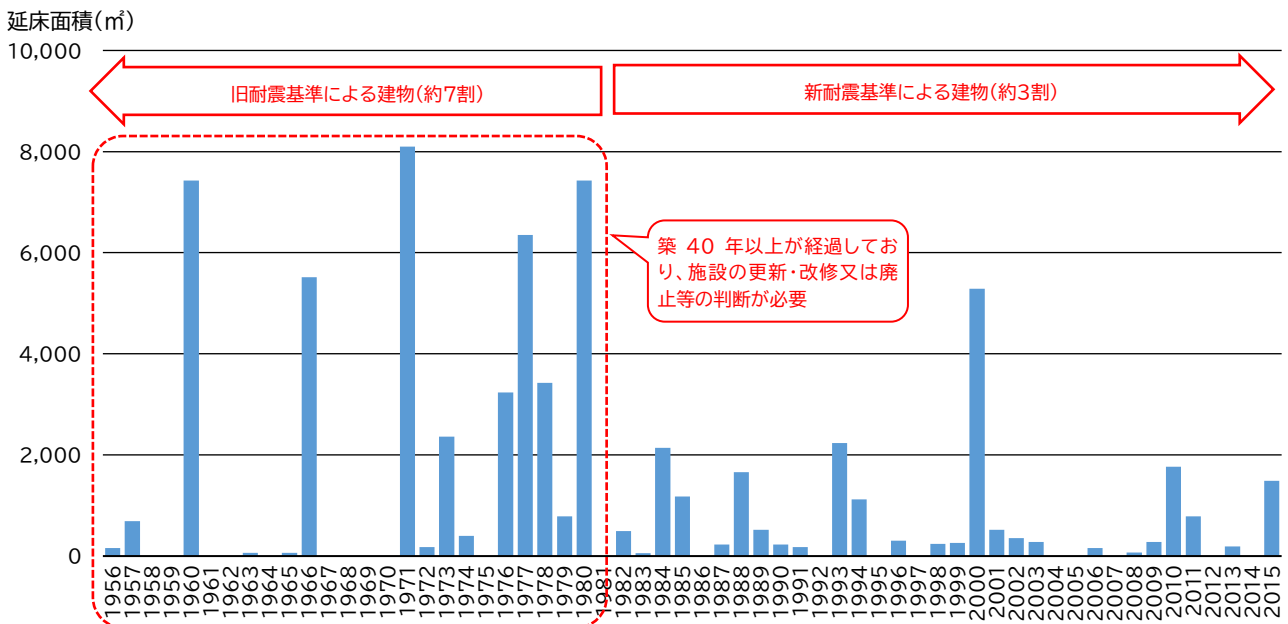
(4)財政状況

- 令和元年度の町の財政力指数は 0.78 と類似団体の平均を上回っていましたが、今後、人口減少やコロナ禍に伴う税収の減少、少子高齢化の進行に伴う医療費や介護費などの増加により、町の財政は厳しくなることが想定されます。
- そのような中、これまで地方債の発行を抑制し、基金などを活用することで未来を担う子どもたちへの負担を抑えてきましたが、今後、町が保有する公共施設やインフラ(道路、上下水道など)の老朽化が進むなど、これらの数値に影響を与える課題を抱えています。
- 特に、昭和56年(1981年)に施行された新耐震基準適用以前に建設された公共施設が約7割を占めることから、建築後40年以上が経過するこれらの施設の更新・改修または廃止等の判断が必要となっています。

◆二宮町の財政力指数(左)と将来負担比率(右)の推移(資料:「令和元年度財政状況資料集」)



◆二宮町の公共施設の竣工年度別延べ床面積(資料:公共施設等総合管理計画(H30.3 改定))



(5)町民アンケート調査結果

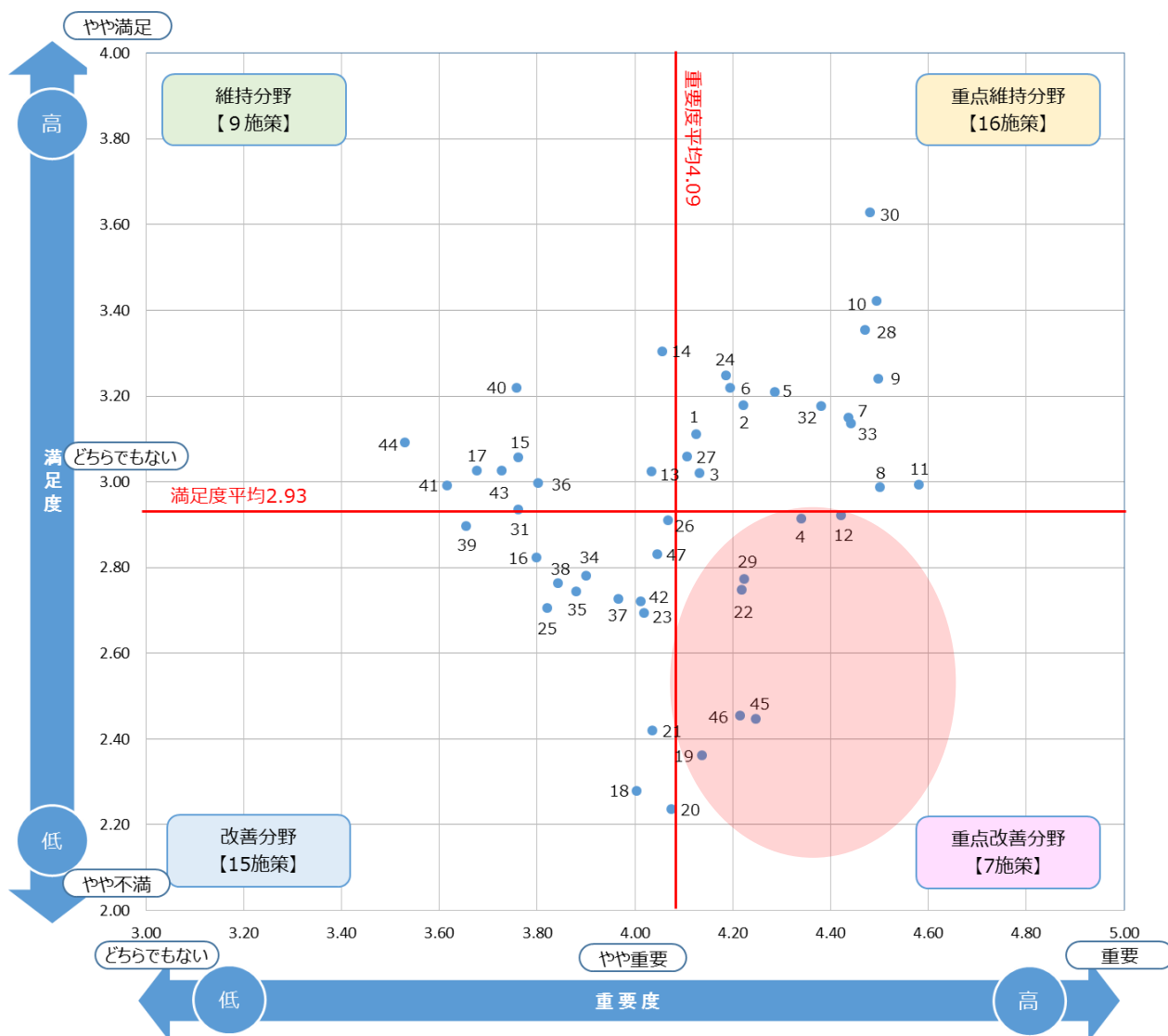
○「第5次二宮町総合計画後期基本計画(令和元年度～4年度)で進めている分野別の47施策について、次の5段階で評価を行ってもらい、重要度が高く、満足度の低い7施策が特に改善の優先度が高い施策と言えます。

(点数化)	5	4	3	2	1
満足度	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満
重要度	重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要ではない	重要ではない

◆重要度が高く、満足度が低い「重点改善分野」の7施策

- 4:介護サービスの充実(介護保険事業の充実 等)
- 12:学校施設の整備(小中学校)
- 19:空家対策(リフォーム助成、空き家バンク・相談 等)
- 22:道路の整備(町道の整備、河川の維持管理 等)
- 29:低炭素社会の形成(地球温暖化対策、再生可能エネルギー促進 等)
- 45:行財政改革(事業の見直し、業務の効率化、財政の健全化 等)
- 46:公共施設の適正な維持管理・再編(施設の統廃合、老朽化対策 等)

◆「第5次二宮町総合計画／後期基本計画」の分野別施策の「重要度」と「満足度」(資料:「令和3年度町民満足度調査」)



(6)SDGs(持続可能な開発目標)

○SDGsは平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「世界共通の持続可能な開発目標」で、令和12年(2030年)を達成期限として、17の目標が設定されています。

○これらの17の目標は、環境問題をはじめさまざまな社会問題に対する取り組みの根本となる基本的な考え方であり、本総合計画においても、これらの目標を意識しながら一体的に推進していく必要があります。

◆SDGsに掲げられた17の開発目標(出典:和訳参照 総務省2017)

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		各国内及び各国間の不平等を是正する。
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		持続可能な生産消費形態を確保する。
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		持続可能な開発のために海洋、海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対策、ならびに土地の劣化の阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	SGDsはこの17のゴールと、より具体的で詳細な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。	

2-2 前期基本計画の構成と計画期間

《基本計画と実施計画》

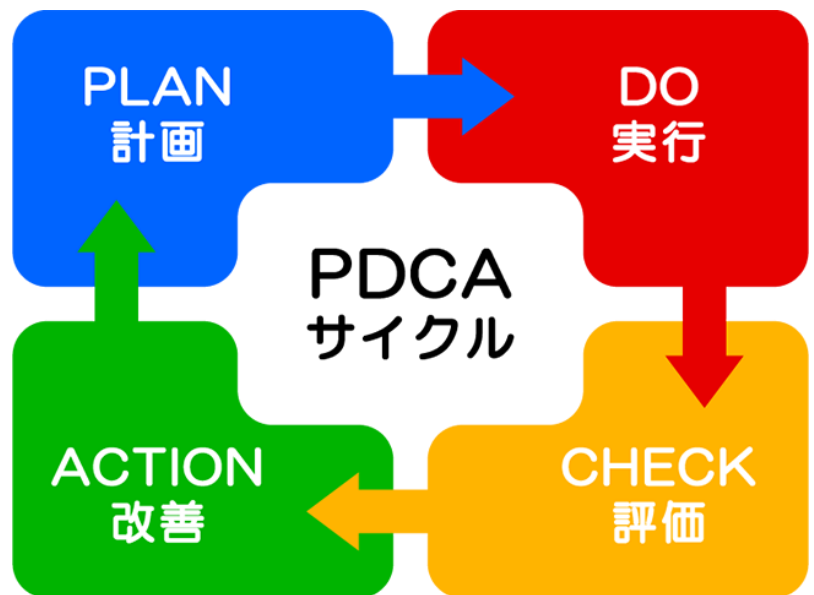
基本計画は、国の政策動向や社会経済、町民のニーズ変化などを踏まえ、一定の柔軟性を持った行政運営ができるよう5年間の計画となっています。実施計画は、この基本計画の下位計画であり、年度ごとのより詳細な内容を示すため、毎年度作成し、公表していきます。



《計画の進捗管理》

計画の進捗管理は、毎年度、役場内の組織である「庁内評価委員会」で、実施計画に位置付けられた予算事業ごとに基礎評価を、基本計画の重点的方針に位置付けられた施策ごとに施策評価を行います。この内部評価結果を議会に報告するとともに、町民意見募集を経て、必要な見直しを行い、町の最終方針を決定します。

なお、基本計画の計画期間最終年度には、有識者や公募町民などで構成される「二宮町政策評価委員会」により、計画期間の進捗の評価を行い、次期計画に反映します。



2-3 前期基本計画の体系

前期基本計画は、下表のような体系となっています。

		基本構想		基本計画				
基本理念	将来像	まちづくりの方向性（基本目標）		重点的方針	関連する主な施策分野			
二宮町町民憲章	豊かな自然と心を育み、人から人へつながる笑顔の未来	1	子どもたちの健やかな成長と 生きる力を育むまち 【施策分野：子育て、教育】	1	公共施設の利便性、 機能性を高めるまちづくり	都市基盤	行財政改革	防災
		2	誰もがいきいきと豊かに暮らせるまち 【施策分野：福祉、健康・保健】	2	子どもの笑顔がかがやく、 子育てと教育のまちづくり	子育て	教育	生涯学習・スポーツ
		3	人と多様な自然とがいつまでも 共生する持続可能なまち 【施策分野：環境、防災、消防 救急】	3	気候変動対策による 持続可能なまちづくり	環境	防災	都市基盤
		4	地域資源を生かし、にぎわいのある 活力に満ちたまち 【施策分野：農林漁業、商工業、 観光】	4	誰もが自分らしく安全・安心に 暮らせるまちづくり	福祉	健康・保健	地域づくり
		5	都市と自然が調和した安全で 快適なまち 【施策分野：都市基盤、土地 利用、公園・緑地】	5	活力があふれる、選ばれる まちづくり	農林漁業	商工業	観光
		6	町の歴史や文化への誇りを持ち、 学びを通じた生きがいがあるまち 【施策分野：歴史・文化、生涯 学習・スポーツ】	6	新しい時代に向けて、 しなやかに対応するまちづくり	行財政改革	都市基盤	自治
		7	きずなを深め、町民と行政が ともに取り組むまち 【施策分野：自治、行財政改革、 地域づくり、安全安心】					



第3章

重点的方針

①公共施設の利便性、 機能性を高めるまちづくり

◆主な SDGs 該当分野



人口減少・少子高齢化社会を見据え、各機能を集約し、利便性を高めた施設への再編を進めます。再編にあたっては、老朽化した公共施設の更新・統廃合だけでなく、近年激甚化している自然災害への対応、人生 100 年時代に即した町民活動の推進、そして子育て世帯や高齢世帯の支援など、すべての世代が暮らしやすくなるよう検討していきます。

新庁舎整備をはじめとする生涯学習センター・ラディアン周辺への行政機能の集約にあたっては、災害時における拠点機能の強化、行政機能の向上、「脱炭素社会」のモデルとして着実に進めるとともに、すべての世代、様々な立場の方々に配慮した居心地の良い空間としていきます。

そして、多様化する町民ニーズに対応するため、誰もが理解しやすいデジタル化を進めるとともに、様々な手続きのワンストップ化さらにはノンストップ化を目指し、時代に即した町民サービスを提供します。

②子どもの笑顔がかがやく、 子育てと教育のまちづくり

◆主な SDGs 該当分野



未来を担う子どもたちが、町の豊かな自然の中で健やかに成長し生きる力を身につけられるよう、妊娠から出産、子育て、教育と切れ目なく支援するとともに、二宮らしい教育環境を整備します。

子育て支援においては、全国的に子育てに困難を抱える世帯の増加が顕在化する中、従来のきめ細かい相談対応をさらに強化しつつ、福祉や教育、外部関係機関を交えた子育て支援ネットワークを活用し、様々な課題を解決するために、ソフト、ハード両面から支援していきます。

教育環境においては、小中学校と地域が一体となって、義務教育 9 年間を見通した教育を進めるとともに、誰もが互いに認め合う、「共に学び共に育つ教育」を推進します。

また、多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、学びや育ちの環境を整えます。

加えて、二宮の歴史・文化に触れ、継承していくことで、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、生涯学習センター・ラディアンや図書館など充実した社会教育施設を時代に合わせてリニューアルし、学びや発表といった活動機会を確保します。

③気候変動対策による 持続可能なまちづくり

◆主な SDGs該当分野



地球規模の環境問題が深刻化する中、町民一人ひとりが「地球規模で考えて、足元から取り組む」意識の向上と行動の変容に向け、様々なパートナーシップのもとで取り組みます。

「脱炭素社会」や「循環型社会」の実現、生物多様性の保全などの各取り組みに際し、従来から取り組んできた町民・事業者・町による協働の促進だけでなく、未来を担う子どもたちを巻き込んだ二宮らしい体験型の環境教育・保全活動を充実させます。

また、公共施設の新築、更新にあたっては、再生可能エネルギーへの切り替えや省エネ施設の導入について、積極的に推進していきます。

これらの緩和策に加え、気候変動に伴う影響から生命や暮らしを守るため、豪雨を起因とする災害に対応する都市基盤の維持・強化や新たな感染症対策など、国や県との連携も強化しながら適応策を進めます。

④誰もが自分らしく 安全・安心に暮らせるまちづくり

◆主な SDGs該当分野



町民全員が一人ひとりの多様性を尊重し、誰一人取り残さない社会、自分らしくいきいきと暮らし続けられるインクルージョンの精神を持った社会の実現を目指します。

誰もが健やかに地域で自立した生活が送れるよう、町民による健康づくりや未病に対する取り組みを支援するとともに、地域の人々との関わりの中で、支え合いながら生活できる環境づくりを進めます。

また、地域コミュニティの活性化と魅力向上のため、高齢化を見据えた地域活動のあり方を地域と検討するとともに、特に防災や消防、防犯といった安全安心に関わる活動に対して、従来からの自助・共助・公助の取り組みだけでなく、新たな関係性の構築を含め、様々な主体との連携を強化していきます。

⑤活力があふれる、 選ばれるまちづくり

◆主な SDGs該当分野



人口減少がもたらす地域経済の縮小を克服するため、町の特徴や資源を活用した創意工夫によるビジネスモデルの構築や農地の有効活用を支援し、観光とも連携した経済活性化を進めます。

商工業においては、商工会と連携した創業・経営支援を継続するとともに、事業者の高齢化などの課題に対応した第三者による事業継承や、時代に即した事業転換などを支援します。

農業においては、オリーブや落花生などの特産物の普及を奨励するとともに、遊休農地の地権者に土地の利用意向を確認したうえで、農地の集約化、新規就農者・法人の参入や遊休荒廃地の復元整備を支援していきます。

これらの経済活動を観光や環境といった施策と横断的に連携させることで、二宮の魅力を発信する移住定住施策など、関連する各施策が相乗効果を得られるよう取り組みます。

⑥新しい時代に向けて、 しなやかに対応するまちづくり

◆主な SDGs該当分野



人口減少・少子高齢化の継続的な進行と、常に変化する社会情勢に適切に対応しながら、持続可能な行政運営のため、「組織力の強化」と「財政基盤の強化」、「多様な主体との連携の強化」を3本柱に、行財政改革を進めます。

特に喫緊の課題である老朽化した公共施設の再配置と町有地の有効活用においては、二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画に基づき、今後の更新費用だけでなく機能の集約、利便性の向上といった視点も含め、施設の更新や統廃合を進めていきます。

また、全国的な自治体 DX の動きを踏まえ、単なる情報化に留まらない業務や手続きの本質的なデジタル化を着実に進め、中長期的な視点や未来志向型の意識を持って町民の利便性の向上や業務の効率化、財源の確保を進めていきます。



第4章

分野別方針



現況と方向性

全国的に出生率の低下・少子化・人口減少がすすむ中、子育て世代の定住人口の確保は町にとって大きな課題となっています。

このような状況の中で、令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画において、「みんながつながる 豊かな自然とはぐくみのまち～はぐ(育)ハグ(hug)にのみや～」を基本理念に掲げ、新たな民間保育所や民間学童保育所の整備、病後児保育の実施、子育てサロンや一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実といった諸施策を通じて、安全、安心な子育て環境づくりに取り組んできました。一方で、共働き世帯の増加をはじめとするライフスタイルの多様化に伴うニーズへの対応が引き続き求められています。

本計画期間においては、国の政策も踏まえながら次期二宮町子ども・子育て支援事業計画を策定し、関係機関・各種団体・事業者等と連携した幅広い子育て支援ネットワークを活かして、現状の課題やニーズを把握しながら子育て支援施策をより一層充実させます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)教育保育環境の充実	多様化する教育・保育ニーズを的確にとらえて子育て支援の充実に努めるとともに、幼稚園や保育所と連携して子どもたちの健やかな成長を支え、小学校への就学へつなげていきます。
イ)子育て中の親に対する支援の充実	医療費助成をはじめとする各種制度により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。また、子育てサロンや一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業などを通じて、子育て世代のライフスタイルの多様化に則した支援に努めます。
ウ)学童保育所の充実	民設学童保育所とも連携しながら、待機児童が生じないよう努めるとともに、安全、安心な居場所を提供することで、保護者の就労などにより保育を必要としている児童の健全育成を推進します。



現況と方向性

これからの学校教育には、小中学校と地域が一体となって、義務教育9年間を見通した教育を進めるとともに、人口減少社会にあっても、子どもたちが安心して共に学び、共に育つことができる、新たな教育環境の創出が求められています。

このような状況の中で、これまで子どもの多様性に応じた支援教育や、小中学校の緩やかな接続を目的とした小中一貫教育の研究、地域とともに学校を運営するコミュニティ・スクールの導入などの取り組みを通して、地域の人々とともに豊かな人間性と確かな学力を育み、歴史・文化を子どもたちへとつないでいく教育を推進してきました。

本計画期間においては、子どもたちの明るい未来を見据えた教育環境を創出していくため、施設分離型小中一貫教育を開始し、その効果を検証しつつ、学校の統合を含めた適切な規模の施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた研究を進めます。

また、多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重した学びや育ちの環境を確保するとともに、人権意識を高め、多様性を認め合うことのできる教育体制の構築により、その個性を最大限に生かす協働的な学びを通じ「認め合い、高め合う、二宮の子」の育成を推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進	共通性と一貫性を持った指導をするため、小中学校教員によるカリキュラム研究や、小中学校が連携した教育活動を推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について研究を進めます。
イ)児童生徒の多様性に応じた学びの場の創出	児童生徒の多様な教育ニーズに的確に対応するため、様々な教育機関や専門職、関係者と連携しながら、学びや育ちの環境づくりについて研究を進めます。また、子どもや保護者の悩みや不安に関する教育相談を充実させます。
ウ)地域とともにある学校づくりの推進	各学校のコミュニティ・スクールとしての特色を相互に共有し、これらの活性化を目的として、学校運営協議会の円滑な運営により、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
エ)児童生徒の学びや教職員を支える教育環境の整備	各学校に整備したデジタル利用環境を有効に活用し、単にデジタル教科書の活用に止まらない、幅広い活用を通じ、時代の変化に柔軟に対応できるよう、環境を整えます。また、教育等施設長寿命化計画に沿って、児童生徒に対する安全安心な教育環境を整備します。



現況と方向性

少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化により、地域が必要とするニーズは刻々と変化しています。今後は、地域を支える担い手不足や生活様式の変化に伴う地域コミュニティへの関わり方の変化が予測され、自助・互助・共助による地域での支え合いの仕組み作りがより重要となっていきます。また、8050問題や引きこもりなど制度の狭間にある複合的な問題を抱える世帯への支援が求められています。

このような状況の中で、情報発信や既存の資源を活用して、町民が主体となり支え合える地域づくりに向けた町民意識を醸成するとともに、「ことわらない相談窓口」を設置することで、相談をワンストップで受け止め、適切な機関や適切な福祉制度へつなげてきました。

本計画期間においては、介護保険など従来のサービスの充実はもちろんとして、世代・年齢・性別などに関わらず、誰もが安心した地域生活を送るため、町社会福祉協議会との連携を密にして、ボランティアの養成や活動支援をすることで地域の人材育成に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、町民同士の交流が活発になり、多世代の人が参加できる地域の通いの場の展開を進めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)地域福祉の充実	誰もが安心した生活が送れるよう、町社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、保護司会などの団体と連携し、活動に対して支援します。また、高齢者が抱える不安の解消のため、地域包括支援センターとの連携を密にして支援体制の強化に努めます。
イ)相談体制の充実	ことわらない相談窓口をはじめ、様々な相談窓口を周知するとともに、内部だけでなく関係する様々な団体と連携し、複合的な課題に対して適切な支援を提供できるよう、相談体制を充実していきます。
ウ)高齢者福祉の充実	高齢者が地域でいつまでもいきいきと元気に人生を送ることができるよう、医療・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進体制の強化に努めます。
エ)障がい者福祉の充実	障がいの有無に関わらず、誰もが安心した生活が送れるよう、障がい児者の社会参加と自立支援のための相談支援をすることで、適切なサービスにつなげます。また、社会的障壁の除去や各種福祉制度の情報提供をします。
オ)介護保険サービスの充実	高齢化の更なる進行や認定者の増加を踏まえ、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供と様々な状況に適應できる介護サービスの充実を目指し、持続可能な介護保険事業を運営します。



現況と方向性

定期的な健康診断やがん検診の受診率が目標値に届いておらず、健康維持のための生活習慣病の予防や早期発見・治療の対策が課題となっています。また、子育て世帯については、核家族化の進展や共働き世帯の増加、就労環境や生活環境の多様化などにより、地域コミュニティとの関わり方も変化し、孤立感の高まりなどで、親が感じる妊娠・出産・育児に関する不安などへの対応や支援が課題となっています。

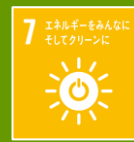
このような状況の中で、健康的な生活習慣を確立するための、生活習慣病の重症化予防を目的とした保健指導や、子どもと親が元気に過ごせるように二宮町子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を通じた妊娠から出産、子育てに関する支援・相談を継続し、子育てに関する助言や指導をしています。

本計画期間においては、特定健診・がん検診をはじめとする各種健康診査の受診率向上を目指した保健指導・相談体制の充実に努めるとともに、子どもと親が元気に過ごすことができるための支援・相談や、二宮町国民健康保険データヘルス計画に基づいた生活習慣病の発病や重症化予防のための取り組みを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の脅威に向けた意識を高めるため、感染症への正しい知識の普及啓発を推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)健康づくり支援の推進	健康づくり事業や健康診査事業などを通し、町民の生涯を通じた健康保持を支援するため、健康相談・普及啓発・健康診査・相談を推進します。
イ)地域医療の充実	一次救急(休日急患当番医)および二次救急を実施し、引き続き救急医療の充実に努めます。また、医師会及び歯科医師会との連携を密にし、地域医療行政を円滑に運営します。
ウ)母子保健の充実	母子の健康保持・増進のため、二宮町子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を通して、妊娠・出産から育児期を通して切れ目なく支援をします。また、健康診査や育児相談などを通じ、育児不安の解消や良好な親子関係の構築を目指します。



現況と方向性

気候変動や海洋汚染をはじめとする様々な環境問題が深刻化し、世界共通の持続可能な開発目標(SDGs)が明確に位置づけられるなど、世界規模での取り組みがより加速しています。

このような環境問題を改善するためには、行政だけでなく、町民や地域、あるいは事業者や環境団体といったそれぞれが主体となって取り組むことはもちろん、それぞれがパートナーシップのもとで連携しながら、目標達成に向けた取り組みを進めることが重要と捉え、積極的な啓発や事業連携をしています。

本計画期間においては、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、急速に変化していく社会構造などに柔軟な対応をしていくとともに、誰一人取り残さないことを目標に環境づくりの輪を広げながら、第3次二宮町環境基本計画で掲げる望ましい環境像「緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、環境づくりの輪が広がる美しいまち へのみや」の実現に向けた積極的な取り組みを進めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア) 自然環境と生物多様性の保全	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や有害鳥獣被害対策、動植物の生態への理解を深めるための啓発など、自然との持続的な共生に向けた取り組みを推進することにより、豊かな自然環境と生物多様性の保全を促進します。
イ) 気候変動に対応した緩和策と適応策の推進	深刻化する気候変動問題を誰もが自分事と捉えて行動転換につながるよう、気候非常事態宣言を発出し、国が掲げる2050年カーボンニュートラルに向けて地球温暖化対策となる再生可能エネルギーの活用や省エネの促進、あるいは循環型社会も意識したごみの減量化等を着実に推進することで、町全体からの二酸化炭素排出を削減する緩和策を進めます。また、気候変動に伴う影響から生命や暮らしを守るため、豪雨を起因とする災害に対応する都市基盤の維持・強化や新たな感染症対策など、国や県との連携も強化しながら適応策を進めます。
ウ) 公共施設再編	新庁舎整備をはじめとした公共施設の更新などの機会をとらえて、ZEB 化も視野に入れ、再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を進めることによって、脱炭素社会の実現を目指します。



現況と方向性

東日本大震災や熊本地震などといった地震災害や、近年頻発する豪雨災害などにより、自然災害に強いまちづくり、危機管理体制の構築、地域での住民同士の支え合いなどの重要性があらためて認識されています。

近年では、大きな災害に見舞われたことはありませんが、県の地震被害想定や土砂災害警戒区域の指定が見直されたことなどから、二宮町地域防災計画を改定し、防災や減災、災害時の対応、復旧・復興などが迅速にできる体制を構築しています。

また、災害時においては、自助および共助が重要な役割を果たすことから、防災指導員を中心として自主防災組織による防災活動に取り組んでいます。

本計画期間においては、いつどのような地震などの大規模な自然災害が発生しても、町民一人ひとりの生命と暮らしを守ることができるよう、インフラや公共施設、住宅などの安全性を高めるとともに、災害の種類に合わせた避難所運営や危機管理体制を強化していきます。

特に、発災時に被害を最小限に食い止めるために、自助、共助、公助の役割分担を踏まえ、町民一人ひとりの防災意識を高め、家庭や地域での防災の取り組みを強化するとともに、高齢者や障がい者の個別避難計画の検討など、子ども達も含めた地域での支え合いの仕組みの充実に努めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)防災意識の向上	新耐震基準に適合しない建築物の耐震改修およびブロック塀などの安全対策を促進します。また、ハザードマップなどの災害に関する情報提供の充実によって、自らの命を守るための町民の防災対策を支援します。
イ)支え合いの仕組みの充実	地域における防災活動や、災害時の自主防災組織による避難支援や救出救護活動などの技術向上を支援するとともに、安否確認や要配慮者への対応の仕組みづくりとその充実、高齢者・障がい者の個別避難計画の検討などを進めます。また、各防災活動団体間の連携を支援するとともに、企業などとの災害時協定を促進します。
ウ)危機管理体制の強化	公共施設の耐震化、防災関連施設の整備の充実やライフラインの防災性の向上などにより、災害に強い町の基盤づくりを推進するとともに、災害時における自治体としての業務継続体制を強化します。



現況と方向性

近年、多様化・激甚化する災害や救急需要の増加への対応が課題となる中、常備消防の強化はもとより消防力の一翼を担う消防団員の定数確保や日中災害時における出動消防団員の確保なども必要とされています。

このような状況の中で、消防職員の人員増強や車両資機材の更新整備、消防団活動の支援を目的とした機能別消防団員制度の創設・運用、民間事業所などとの災害時支援協定の締結などにより町の消防力強化と平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センターの適切な運用をはじめとした広域連携の強化に努めています。

本計画期間においては、消防庁舎をはじめとする消防関係施設および消防車両や資機材の適切な整備によりハード面を強化するとともに、高度な知識・技術を持つ消防職員の育成や消防団員との知識共有によりソフト面を強化して、常備・非常備消防の消防力の増強を進めます。また、事業所や団体などとの連携による火災予防啓発や応急手当の普及を推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)消防・救急活動の充実強化	消防・救急活動体制の充実など、町の消防力強化のため、消防庁舎の大規模改修および分団詰所の改修や、車両の適切な整備・運用に努めます。また、消防団などと連携して、火災予防啓発や様々な災害活動訓練を実施します。



現況と方向性

農業者の高齢化や担い手の減少、有害鳥獣による農業被害の増加などにより、耕作が放棄・休止された遊休農地が増加しています。そのような遊休農地の有効利用が求められる一方で、遊休農地の多くが谷戸や斜面地に存在するため、農地拡大希望者や新規参加者が希望する農地の確保が難しい状況にあります。

このような状況の中で、町では新たに発生した遊休農地の地権者に対する農地利用意向状況調査や、地域計画の策定(人・農地プランの実質化)に伴うアンケート調査などにより、農地の利用意向を把握した上で、地域性に応じた集約化方針を作成しました。これを活用し、農地中間管理事業の活用を促進するとともに、新規就農者・法人の参入や遊休荒廃地の復元整備を支援しているほか、オリーブや落花生などの特産物の普及を奨励しています。

本計画期間においては、新たに導入したタブレット端末により農地集積・集約化を加速し、「eMAFF 農地ナビ」を通じて農地情報を公表することで、遊休農地のより一層の利用促進を進めるとともに、各種支援策の継続実施により、新たな担い手の確保に努めます。

また、新たな特産物としてオリーブのブランド化を推進するとともに、畜産並びに水産も含めた地産地消を推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア) 農林業振興の推進	町内の農地が適切に管理されるよう、農業委員会と連携し有効活用を促進するとともに、さらなる農業振興を推進するため、荒廃地復元整備や有害鳥獣対策など、周辺環境も含めた支援対策を講じます。また、私有地民有林の適正管理がなされるよう、所有者への啓発に努めます。
イ) 水産振興の推進	町が管理する漁港施設並びに海岸保全施設の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる水産振興を推進するため、大磯二宮漁業協同組合をはじめとする漁業事業者の支援を継続します。
ウ) 特産品の普及と二宮ブランドとの連携	町の特産物である温州みかん・玉ねぎ・原木椎茸の栽培促進に努めるとともに、新たな特産物としてオリーブの普及奨励を進めます。また、町内における落花生の栽培の復活を目指します。さらに、特産品の認知度向上などについても、民間企業との連携も検討しながら積極的に取り組みます。



現況と方向性

商業をめぐる環境が厳しさを増す中、町民や移住者による飲食や小売、サービスなどの新たな出店が見られるなど、消費者のニーズに応えた商業・サービス業の芽も育ちつつあります。

このような状況の中で、商工会と連携して創業・経営支援をするとともに、二宮駅周辺の商店街の活性化や支援策を推進していますが、環境に配慮した商品開発など多様な消費者のニーズに応えられる商業振興をさらに進め、安全・安心に楽しく買い物ができる商業空間づくりをしていくことが課題となっています。

また、ICT 環境の飛躍的な向上により全国的に整備されつつある、場所や時間の制約なく柔軟に働くことができる環境における、枠組みに囚われない多様なサービスの可能性も視野に入れ、第三者による事業承継や時代に即した業態転換などによる事業継続を支援し、商業振興を進めていく必要があります。

本計画期間においては、商工会や商店連合協同組合と連携して、町民が町内で買い物できる場を確保するとともに、創業支援などの実施による町のにぎわいの創出など、消費者のニーズに応えられる商業振興を進めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)商工業の振興	町商工会や金融機関などと連携し、中小企業の発展に向けて事業継続及び創業支援を強化します。また、「二宮ブランド事業」では、湘南オリーブオイルをはじめとして地域ブランド力の更なる向上を目指します。
イ)中小企業への支援	町内中小企業の振興と経営の安定のため、融資制度などの活用による中小企業支援を推進します。
ウ)勤労者福祉の充実	町内事業者に働きかけ、勤労者の福利厚生の実現に努めます。



現況と方向性

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、観光業の事業形態は遠距離・大規模から近距離・小規模へと縮小しています。しかし見方を変えると、自宅から1時間から2時間程度の「地元」での小規模観光「マイクロツーリズム」は、地域の魅力を再発見しながら、地域経済に貢献できる旅行形態ともいえます。

近年、二宮町では若い事業者の流入などを起点として特色ある店舗や町民主体の大小さまざまなイベントが増え、「交流人口」(来訪者)の増加につながっています。この「交流人口」の増加に伴って、幅広い産業に経済的な波及効果と雇用の創出などを生み出し、定住促進や観光資源の創出にもつながることによって地域活力の維持が期待されます。

本計画期間においては、様々な形で関わりを持っていただく「関係人口」(地域づくりの担い手)と呼ばれる町内外の人材増加を目指し、観光事業の中核となる観光協会とともに、観光をきっかけとした地域活性化「観光まちづくり」を推進します。さらには、「観光まちづくり」を継続して推進することで、「関係人口」「交流人口」をそれぞれ増加させるという相乗効果が得られます。その結果、引き続き町民が地域に愛着と誇りを持ち、「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたい」と思っていただけの持続可能な観光振興を目指します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)観光まちづくりの推進	観光事業推進の中核を担う観光協会が進める組織強化を支援し、観光協会と連携して、関係人口の増加を含めた観光まちづくりを推進します。また、二宮町観光まちづくり戦略に沿って、歴史・文化を有する観光資源の発掘・活用・保全の促進と積極的な情報発信に努めます。



現況と方向性

町民の生活に不可欠な道路や橋りょう、下水道施設といったインフラは、老朽化が進んでいるものが多く、計画的な改修などを進める必要があります。また、通学路などの安全対策や、幅の狭い道路の拡幅などについても、順次対応していくことが求められています。

また、町の公共交通は、JR二宮駅を起点にバス路線が周辺の住宅地とを結んでいますが、一部で交通空白地帯などの不便地域が存在します。特に昭和40年から50年代に造成した丘陵地は坂が多く、高齢化も進んでいることから、利便性や居住者の確保のためにも、新たな交通施策の導入など交通環境の向上が求められています。

このような状況の中で、内陸部における大型店舗の出店によって、二宮駅周辺は商業的に衰退しつつあります。通勤・通学者や観光客の利便性を確保するためには、駅周辺地域の商業的魅力を高める必要があります。

本計画期間においては、ラディアン周辺への新庁舎整備をはじめとした都市基盤の整備と維持管理を着実に進めるとともに、公共交通の充実や駅周辺のにぎわいの向上など、町民の生活利便性や快適性の向上を目指します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)道路の整備と管理	道路および橋りょうに関する長寿命化計画に沿って既存町道の拡幅整備や適切な維持管理を実施して、円滑かつ安全な交通を確保します。
イ)地域公共交通の確保・維持	持続可能な地域公共交通を確保するために、地域公共交通計画を見直します。また、移動困難者の移動支援についても、福祉的な視点から検討を進めます。
ウ)公共下水道の整備と管理	下水道の更なる普及のため、公共下水道未普及地区の解消および下水道の接続促進に努めるとともに、ストックマネジメント計画を基に、下水道施設の更新や管路調査などを計画的に進めます。
エ)新庁舎整備と中心市街地などの整備・誘導	ラディアン周辺への新庁舎整備を進めるとともに、町の玄関口である駅前複合施設の検討を進め、中心市街地などにおける快適な移動環境の向上とにぎわいのある空間を形成します。
オ)葛川水系河川整備計画の促進	神奈川県葛川水系河川整備計画に基づき、洪水などによる災害の発生防止、流量の維持、河川環境の整備について、県と連携・協力します。



現況と方向性

都市計画マスタープランに基づいて土地利用の規制や誘導をしているほか、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例により、一定範囲以上の開発事業については、周辺住民への周知や、周辺住民と事業者との対話の場を設けることを義務づけることで、住環境を保全しています。

また、人口減少や高齢化に伴い、空き家などが増加していることから、二宮町空家等対策計画を策定し、二宮町空家等対策協議会を中心に取り組みを推進しているほか、空き家バンク制度により、空き家などの活用を促進するための取り組みも進めています。

本計画期間においては、人口減少や高齢化がさらに進行することによる空き家などの増加が見込まれるため、空き家バンクの利用件数を増やすための制度の見直し、外部団体などとの連携体制を確立するなど、空き家などの適正管理と活用促進の取り組みを強化していきます。

また、未利用町有地についても、町の重要な財産となるよう、公共施設の再編と併せて、適切に活用できるように研究を進めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)適切な土地利用の誘導と促進	都市計画マスタープランに基づいて、適正な土地利用を推進するとともに、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例により、安全・安心で快適な住環境の形成を進めます。
イ)空き家化の予防と適正管理の推進	二宮町空家等対策計画に基づいて、空き家などの適正管理と活用を促進するとともに、既存の住宅ストックを活用した支援策などについて検討します。
ウ)二宮海岸の砂浜の再生	台風災害により失われた砂浜の再生と安全確保のため、国・県と連携・協力します。



現況と方向性

町内の公園は宅地開発などにより設置されたものが多く、配置などに偏りがあるなどの問題があったため、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、二宮町公園統廃合計画を策定しました。

この計画に基づき、公園の廃止や遊具の設置、ボール遊びできる公園を整備し、町内の公園の適正な配置や維持・管理をしていますが、策定から5年が経過し、当初の計画と公園の配置や遊具の整備状況などに違いが生じている所もあり、計画の見直しが必要となっています。また、緑地については、百合が丘地区のヤマユリの保護育成や葛川沿線の緑化、町内の公共用地の花壇づくりを町民の協力を得ながら進め、菜の花の町、緑や草花があふれる町としてのイメージの向上に努めています。

本計画期間においては、公園統廃合計画を見直し、子どもや保護者をはじめとする様々な年代や立場の町民ニーズを踏まえた上で、引き続き誰もが利用しやすい公園づくり、持続可能な公園の維持・管理の仕組みづくりを推進します。また、緑地保全にあっては、二宮らしい緑や草花があふれる町としてのイメージを向上させるべく、町民とともに継続した取り組みを推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)公園・広場の充実と適切な管理運営	二宮町公園統廃合計画に基づき、公園の配置や施設・設備などの維持管理、町民ニーズを踏まえた公園の新設・更新などを計画的に推進します。
イ)緑地の保全と緑化の促進	町民などとの連携のもと、吾妻山周辺や一色地区の里山など、町内に残る緑地を保全するとともに、緑化や飾花などの取り組みを促進します。



現況と方向性

町には先人から受け継がれた多様な自然環境や貴重な歴史・文化などの地域資源が多数存在しています。そうした歴史的な地域資源に触れる機会をつくり、ふるさと二宮に対する愛着を持ってもらうことは、町の未来をより良いものにしていく上でも重要な意味を持っています。しかし、担い手の高齢化や会員数の減少などにより、この地域資源を保護し、次世代に継承することが困難になりつつあります。

このような状況の中で、歴史資料や伝統芸能などの有形・無形文化財に対し支援しているほか、町民や地域と連携した、新たな担い手の発掘・育成と次世代へ継承する活動にも支援しています。また、町民の自発的な文化活動を促進するため、生涯学習センター・ラディアンや図書館を整備し、活動団体などの情報提供や発表の機会の確保に努めています。

本計画期間においては、引き続き文化財の管理・継承活動に対する支援などを継続するほか、文化活動などを町の活性化に結び付ける取り組みを進めます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)文化の振興	町民の交流や生きがいづくりを促進するため、町民主体の文化活動に対する支援をするほか、生涯学習センター・ラディアンや図書館のリニューアルをはじめとした、成果を発表する場を提供します。
イ)歴史・文化の継承	町民の地域への誇りと愛着の醸成を促進するため、町の伝統芸能・歴史・文化、自然などを保全・継承する活動を支援します。



現況と方向性

少子高齢化や共働き世帯の増加、感染症の流行などにより、地域コミュニティへの係わり方が変化しています。また、人生100年時代の到来、持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献およびデジタル社会の進展など、社会は大きな変化を遂げており、これらに対応するための手段として生涯学習の果たす役割は重要になっています。

このような状況の中で、町では生涯学習センター・ラディアン・図書館・スポーツ施設・ふたみ記念館を活用して、社会教育・体育団体やボランティアなどと連携しながら、町民が自ら学習やスポーツなどの生涯学習に関わる活動に取り組むきっかけづくりに努めています。

本計画期間においては、誰一人取り残さず、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも学びやスポーツに親しめる環境づくりの指針となる二宮町生涯学習推進計画を策定し、今の時代に合ったそれぞれの学び直しやスポーツを通じた健康増進のために、生涯学習・スポーツ施設のリニューアルを進め、団体活動や地域活動の活性化にもつながるよう、生涯学習を推進します。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)生涯学習推進の仕組みづくり	二宮町教育等施設長寿命化計画などの各種計画に基づき社会教育・体育施設の改修を進めます。また、町民の「知の拠点」として図書館を滞在型にリニューアルするなど、町民が学習・スポーツ活動に触れる機会を提供し、町民が主体的に取り組む学習・スポーツ活動を支援します。
イ)家庭・地域の教育力の向上	各種団体との連携により、青少年の健全育成を推進します。また、コミュニティ・スクールの枠組みを活用し、地域学校協働活動の推進による家庭や地域社会の教育力向上に努めます。
ウ)地域の学びやスポーツの振興および活動支援の充実	町民や地域が主体となった生涯学習・スポーツ活動や、そのきっかけづくりに各種団体と連携しながら取り組みます。



現況と方向性

地域主権改革の進展、人口減少・少子高齢化、地域課題および町民ニーズの多様化・複雑化などにより、行政の果たす役割はますます重要となるとともに、行政だけでは解決できない課題も増えています。

このような状況の中で、広報紙・ホームページ・SNS などの多様なメディアを活用したシティプロモーションや町民の意見を町政に反映するための機会の充実を目指し、また、町民の信託に応えるため、二宮町人材育成基本方針に基づく職員研修などを通じた町職員の資質の向上により、職員の力が発揮できる行政運営に努めています。

本計画期間においては、多忙な子育て世代をはじめとする町民一人ひとりの意見をより行政運営に反映させるため、オンラインを含めた幅広い町民参加の手法を検討するとともに、町の施策や取り組みについても多世代に伝わるよう、広報広聴機能のさらなる充実を努めます。また、多様化・複雑化する地域課題に的確に応えるため、町民・地域コミュニティ・NPO・町民活動団体・ボランティアなどと行政がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと連携した協働のまちづくりが進められるよう、情報共有や支援体制を充実させるとともに、誰もが自分らしくいられるまちの実現を目指し人権やジェンダー平等意識などの啓発のほか、職員の能力向上に努め、柔軟で自治体経営能力が高い町を目指します。

施策細節の概要

施策 細 節	概 要
ア) 広報・広聴の充実	ホームページや広報紙、広報板などの多様な手法により町の取り組みなどを積極的に発信し、移住・定住・交流PR事業を推進します。また、まちづくり移動町長室の開催などにより、広聴活動を充実させます。
イ) 官民協働によるまちづくり活動の推進	複雑かつ多様化する地域課題に対して、町とNPO・町民活動団体・ボランティアなどの多様な団体が協働して、地域を支える様々な活動へ参加することができるよう、活動拠点の整備や情報提供などをします。また、町民活動団体の自主的なまちづくりを応援できるよう、補助金制度を見直します。
ウ) 職員の能力の向上	刻々と変化する社会経済情勢や行政課題に対して、柔軟に対応できるよう、人材育成基本方針に基づき、職員に必要な能力を向上させます。
エ) 人権・平和の推進	多様性を認め合い、自分らしくいられるまちの実現を目指し、お互いの人権や価値観を尊重し合えるよう、啓発活動を推進します。また、平和およびジェンダー平等意識の啓発や学習機会を充実させます。



現況と方向性

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、今後も税収入を主とした自主財源が減少する一方、医療費や介護費といった扶助費などは増加し、厳しい町財政が継続することが見込まれます。また、町民ニーズの多様化や国による地域主権改革の流れの中で、町が担うべき行政事務も増加しています。

このような状況の中で、変化する社会状況や町民ニーズに対応しつつも、行政サービスの質を維持した持続可能な行政運営をしていくためには、喫緊の課題である老朽公共施設の再配置と未利用町有地の有効活用や業務・手続きのデジタル化を着実に進めるとともに、業務の効率化や財源の確保、連携によるまちづくりといった行財政改革を継続していく必要があります。

本計画期間においては、業務の効率化や職員能力の向上といった「組織力の強化」と、事業の見直しや財源の確保といった「財政基盤の強化」、町民参画の仕組みづくりや産官学の連携といった「多様な主体との連携の強化」を三本柱として、行財政改革を進めていきます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)計画的な行政運営	総合計画に位置付けられた事業の進捗を管理する行政評価などにおいて、内部および外部の評価を実施して、事業の見直しや効率化を進めます。
イ)安定的な財政基盤の確立	新庁舎整備や地域集会施設などの老朽化に伴う各種施設の更新に備え、基金の積み立てと取り崩しを計画的に実施して、財政を安定的に運営します。また、町財政の基盤である税金の納税意識の啓発に努めるとともに、納税環境の整備および徴収体制の強化により安定的な税収確保に繋がります。
ウ)自治体DXの推進および効率的な情報システム運用	デジタル技術を活用し、手続きのオンライン化など町民の利便性向上および事務の効率化を目指し、自治体 DX の取り組みを推進します。また庁内のシステム、ネットワークなどの安定稼働およびソフトの共同利用などによりシステム費用の低減、事務の省力化・効率化を進めます。
エ)公共施設と未利用町有地の適正な維持管理・再編	長期的な財政負担を軽減・平準化するために、公共施設再配置・町有地有効活用実施計画などに基づき、公共施設などの更新・統廃合・長寿命化・維持管理と配置の最適化並びに未利用町有地の有効活用を推進します。
オ)広域連携・産官学連携の推進	業務の効率化や適正実施を視野に入れ、スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務などの研究および業務連携を進めます。



現況と方向性

自治会などの組織が連携し、地域イベント・福祉・防犯・防災・環境など、町民の暮らしをみんなで支える活動がされていますが、高齢化の進行や世帯の小規模化などとともに、地域活動への関わり方も変化し、多くの組織で役員などの担い手不足が懸念されています。

このような状況の中で、町では各自治会などの組織へ支援をするとともに、自治会間の情報共有・連携強化を進めています。また、地域における生涯学習事業を広域で実施する際の支援制度も整備しました。

本計画期間においては、地域による活動の継続と共助の力を強めるため、今後の地区のあり方について検討を進めるほか、地域活動の拠点となる 25 か所の地域集会施設を、原則 1 地区 1 施設とすることを目標に耐震化と長寿命化を進めます。また、自治会などの組織だけでなく様々な分野を担う地域活動団体の組織基盤強化を進めるとともに、多様なコミュニティの地域活動への参画促進や情報共有、支援体制の充実強化に努めます。

施策細節の概要

施策 細 節	概 要
ア) コミュニティ活動支援	自治会・町内会などの地域で活動する団体や、NPO や町民活動団体、ボランティアの交流や連携、各団体の主体的なコミュニティ活動を支援するため、情報共有や相談体制の充実・強化を進めます。
イ) 地域集会施設の長寿命化と機能性向上	1 地区 1 施設を原則として、移譲・統合を地区と協議するとともに、旧耐震基準で建設された施設は、耐震補強工事や更新を実施するなど、地域の実情に応じて検討、協議を進めます。また、地域の情報共有を支援する目的で、自治会や町内会による Wi-Fi 環境整備を支援します。



現況と方向性

町内で発生している犯罪に関しては、窃盗犯などは減少する傾向にあるものの、特殊詐欺などの知能犯が増加傾向にあります。

このような状況の中で、特殊詐欺被害の抑制に関する町民の意識啓発に力を入れるとともに、補助制度や相談体制の強化を推進しています。また、交通事故防止対策については、安全な道路・通学路の整備や防犯灯・街路灯の整備を進めるとともに、登下校時の地域住民による見守り活動などの協力も得ながら交通安全運動の実施などによる意識啓発に努めているほか、「二宮町安全安心まちづくり推進協議会」を中心として、地域住民が主体となった活動を支援することで、安全で安心して生活できる地域づくりを推進しています。

本計画期間においては、町民の安全・安心な暮らしを守るために、地域コミュニティを中心として巡回活動をするなど、日頃から地域をみんなで見守り、管理することにより「地域の安全性」を高める取り組みを進めていきます。

施策細節の概要

施策細節	概要
ア)地域の安全性の向上	防犯や交通安全に関する意識の啓発と防犯・交通安全施設などを充実するとともに、町内の自治会・町内会で開催されている防犯・交通安全に関する取り組みの事例紹介や相談体制の充実により、地域の安全性の向上を目指します。
イ)消費者被害対策の充実	悪質商法に対する啓発活動の強化のほか、商品やサービスなど消費生活全般に関する情報提供や契約などの正しい知識の普及により、消費者被害の未然防止を目指します。



第5章

第3期二宮町総合戦略

5-1 基本的な考え方

1. はじめに

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。同法に基づき、国が日本の人口の現状と将来の姿などを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の目標・施策などを示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成26年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年12月に閣議決定されました。

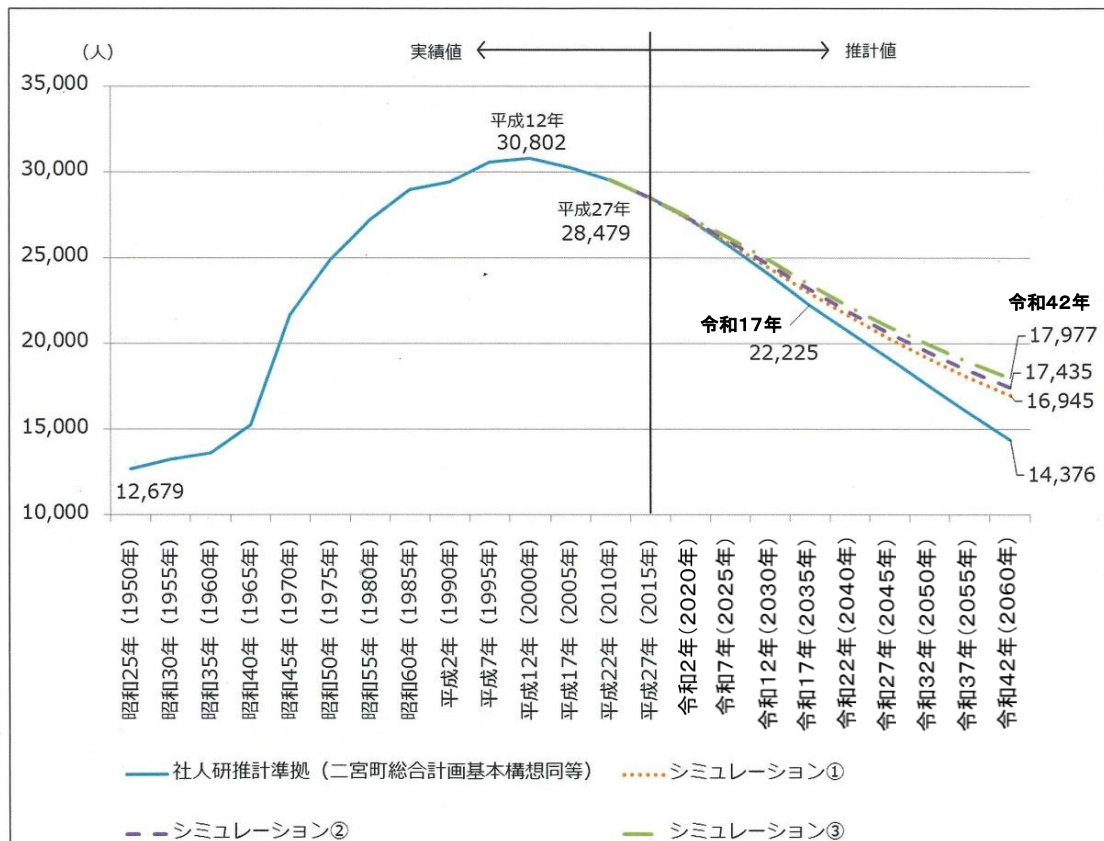
二宮町においても、これに対応する形で「二宮町人口ビジョン」及び「二宮町総合戦略」を平成28年3月に、「第2期二宮町総合戦略」を令和2年3月に策定し、取り組みを進めてきましたが、人口減少・少子高齢化の流れが継続していることから、第2期の成果や課題、令和3年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」に示す新たな3つの視点(①ヒューマン、②デジタル、③グリーン)を踏まえつつ、令和5年度からの第3期総合戦略を策定しました。

2. 将来人口推計と影響

二宮町では今後の人口減少・少子高齢化の影響を把握するため、平成27年国勢調査の結果を基準として、将来人口を2060年(令和42年)まで推計した二宮町人口ビジョンを平成28年3月に策定しました。

この推計によると、このまま人口減少が継続すると、2060年(令和42年)には2015年(平成27年)の約半分まで人口が減少し、共助の要である地域コミュニティの衰退や自主財源の縮小、老朽化した公共施設の管理・改修や福祉的経費の増大などによる町財政の更なるひっ迫が想定されています。

■4つのパターンの将来人口のシミュレーション結果



3. 目指すべき姿(町のビジョン)

二宮町人口ビジョンでは、この減少のカーブをできる限り緩やかなものとするため、2060年までに出生率を2.07まで回復させ、転出超過である社会移動を0にして、2060年の人口を17,000人以上とすることを目標としています。

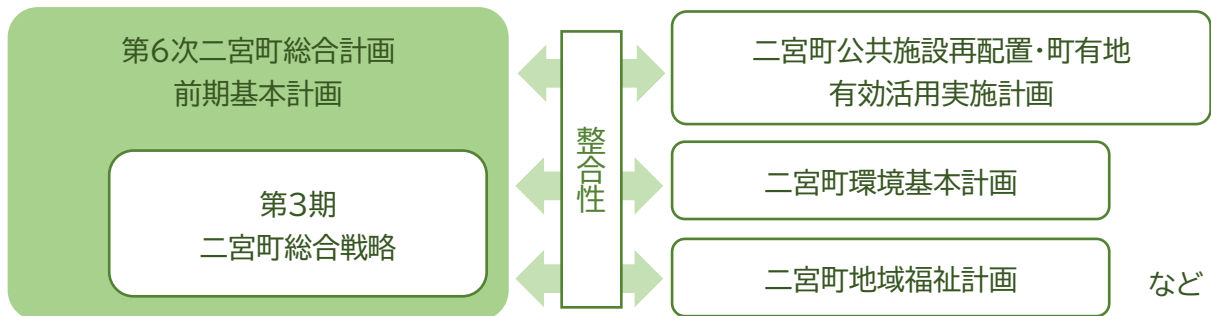
第2期までの計画期間においては、出生率の向上はみられないものの、近年の社会移動は転入超過となっていることから、引き続きこの目標の達成と、今までの成長戦略から転換した持続可能で魅力あるまちづくりのため、本計画では人口減少・少子高齢化に対応した目指すべき姿(町のビジョン)として、次の3つの方針を定め、多方面からの取り組みを一体的に実施していきます。

- ①新たな課題に対応するための行政事務の見直しと公共施設の統廃合
- ②町民満足度を引き上げる地域課題等の解決
- ③町の魅力の向上と町内外への積極的な発信

4. 計画の位置づけと計画期間

(1)町の各種計画との関係

人口減少・少子高齢化に対応した計画として、上位計画である総合計画に内包させたいえ、関連する計画と整合を取りながら、計画を推進していきます。



(2)計画期間

第3期二宮町総合戦略は、内包している第6次二宮町総合計画前期基本計画と計画期間を合わせ、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とします。

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基本計画	第5次二宮町総合計画 (後期4年)				第6次二宮町総合計画 (前期5年)				
総合戦略	第2期二宮町総合戦略				第3期二宮町総合戦略				

5. 計画の概要

(1) 基本目標の設定と具体的な施策

国の第2期総合戦略に定める4つの政策分野を基本としつつ、二宮町人口ビジョンの内容や町の実情に応じて第3期二宮町総合戦略の基本目標を設定しました。

この4つの基本目標の達成に向け、講ずべき施策の基本的方向を示すとともに、それらに紐づけられた具体的な施策を10施策設定しました。

基本目標1:ひとが集い、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

施策1-1:公共施設のマネジメントと新たな魅力の創出

施策1-2:地域で支えあう体制の構築

施策1-3:豊かな環境の保全と気候変動対策の充実

施策1-4:デジタル技術による行政サービスの向上

基本目標2:新しい人の流れを生む魅力あるまちをつくる

施策2-1:二宮らしい魅力の創出と発信

施策2-2:特色ある教育活動の推進

基本目標3:出産・子育てを支え、子育てを楽しめる環境をつくる

施策3-1:妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

施策3-2:仕事と子育ての両立支援

基本目標4:地域産業の振興を図り、仕事を生み出しやすい環境をつくる

施策4-1:地域商工業の活性化

施策4-2:地域農林業の活性化

(2) 数値目標・重要業績評価指数(KPI)の設定

各施策の進捗状況を把握・検証するため、設定した基本目標における数値目標のほか、具体的な施策に関連した重要業績評価指標(KPI)を設定しました。

指標は、毎年結果を得ることができない国等の統計情報は避け、町内で把握できる定量的な指標のほか、町民アンケートなどによる定性的な指標も用いて設定しました。

(3) 毎年の進捗管理と必要に応じた計画改定

計画の進捗は、役場内の組織である「二宮町総合戦略推進本部」で内部評価を行ったうえ、議会に対して報告するとともに、有識者や公募町民などで構成される「二宮町政策評価委員会」でも効果検証等の外部評価を行い、それらの意見も踏まえて必要な施策の見直しや計画の改定を行っていきます。

5-2 基本目標

【基本目標1】

ひとが集い、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

数値目標	基準値	目標値
住みたいと思う町民の割合(%) (総合戦略アンケート調査)	86.8 (令和4年度)	88.0

基本的方向

人口減少・少子高齢化社会を見据え、町民サービスの向上と持続可能な行財政運営のため、未利用町有地の有効活用を含め、施設の利便性を高めた施設の再編を進めます。また、誰もが健やかに地域で自立した生活が送れるよう、地域の人々との関わりの中で、支え合いながら生活できる環境づくりを進めます。環境面においては、「脱炭素社会」や「循環型社会」の実現などの各取り組みに際し、未来を担う子どもたちを巻き込んだ体験型の環境教育、保全活動を進めます。また、深刻化する気候変動による自然災害へ対応するため、都市基盤の維持・強化に努めます。行政サービスのデジタル化にあっては、手続きのオンライン化など町民の利便性向上及び事務の効率化を図る、本質的な自治体 DX の取り組みを推進します。

SDGsへの貢献



施策1-1:公共施設のマネジメントと新たな魅力の創出

今後の人口減少・少子高齢化社会を見据え、町民サービスの向上と持続可能な行財政運営のため、新庁舎整備をはじめとして生涯学習センター・ラディアン周辺へ行政機能を集約するなど、未利用町有地の有効活用を含め、施設の利便性を高めた施設の再編を進めます。

再編にあたっては、近年激甚化している自然災害への対応、町民活動の推進、子育て・高齢者世帯への支援など、すべての世代が暮らしやすくなるよう、各施設配置等を検討していきます。

【主な事業】

- ・ 公共施設再配置事業（施設再編推進事業） ・ 財産管理経費
- ・ 新庁舎整備事業（施設再編推進事業）
- ・ 東大果樹園跡地活用事業 ・ 行政改革の推進



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
公共施設の総延床面積(m ²)	68,729.08 (令和3年度)	68,029.836
東大果樹園跡地を専用予約で利用した新規団体数(数)	0 (令和3年度)	10
1地区1地域集会施設化(施設)	25 (令和3年度)	20

施策1-2:地域で支えあう体制の構築

今後の人口減少・少子高齢化社会を見据え、誰もが健やかに地域で自立した生活が送れるよう、地域の人々との関わりの中で、支え合いながら生活できる環境づくりを進めます。

また、地域コミュニティの活性化と魅力向上のため、高齢化を見据えた地域活動のあり方を地域とともに検討し、自主的な地域組織の強化を支援します。

【主な事業】

- ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 認知症総合支援事業 ・ 在宅障がい者援護事業
- ・ 町民活動推進事業 ・ 防災訓練 ・ 自主防災組織育成事業



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
地域の通いの場の参加者(人)	4,033 (令和3年度)	6,500
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	552 (令和3年度)	600
地域活動に参加している人の割合(%)	32.0 (令和4年度)	34.5
自主防災訓練を実施している地区数(地区)	15 (平成30年度)	20

施策1-3:豊かな環境の保全と気候変動対策の充実

「脱炭素社会」や「循環型社会」、生物多様性の保全などを実現するため、従来から取り組んできた町民・事業者・町による協働の促進だけでなく、未来を担う子どもたちを巻き込んだ体験型の環境に関する教育や保全活動を進めるとともに、公共施設の新築・更新にあたっては、再生可能エネルギーへの切り替えや省エネ施設の導入について、積極的に推進します。

また、深刻化する気候変動による豪雨等の自然災害へ対応するため、国や県との連携を強化し、都市基盤の維持・強化に努めます。

【主な事業】

- ・環境保全推進事業
- ・ごみ減量化・再利用事業
- ・美化推進事業
- ・道路維持管理経費
- ・公共下水道事業



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
「地球温暖化・気候変動」の認知度(%)	89.9 (令和4年度)	95
環境保全活動体験型イベント等の実施回数(回)	8 (令和3年度)	8
省エネ型施設、再生可能エネルギーを導入する施設数(施設)	2 (令和3年度)	13

施策1-4:デジタル技術による行政サービスの向上

町民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、デジタル技術を活用し、手続きのオンライン化など自治体 DX の取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては、手続きのワンストップ化やオンライン化だけでなく、デジタルインクルージョン(情報弱者)への対応や、SNS などを利用した効果的な情報発信など、デジタル化を手段として幅広く取り組みを推進していきます。

【主な事業】

- ・情報システム運用事業
- ・広報活動事業
- ・戸籍住民基本台帳経費



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
行政手続きのオンライン化(件)	11 (令和3年度)	190
住民票等の証明書のコンビニ交付件数(件)	718 (令和3年度)	5,000

【基本目標 2】

新しい人の流れを生む魅力あるまちをつくる

数値目標	基準値	目標値
二宮町の社会移動数(人)	+57 (令和 2・3 年の平均)	+80

基本的方向

若い世代の転出抑制と人口の定着につなげるため、自然や人間関係、交通網など、二宮らしい魅力を町内外に発信するとともに、文化や観光といった交流人口から、二宮の魅力を気に入り、町に関わる関係人口を増やします。また、教育における町の特色は子育て世代には大きな魅力となるため、小中一貫教育の取り組みなどを積極的に進めます。

SDGsへの貢献



施策2-1:二宮らしい魅力の創出と発信

町民の学びや発表といった活動機会を確保するため、生涯学習センター・ラディアンや図書館など充実した社会教育施設を時代に合わせてリニューアルします。

また、町の魅力を生かした新たな人の流れをつくるため、海や山といった豊かな自然環境や充実した交通環境など、町の資源を生かした多彩な生き方を選択できる魅力あるライフスタイル「にのみや Life」を観光と連携させて発信し、移住定住施策など、関連施策の取り組みの相乗効果を図ります。

【主な事業】

- ・にのみや Life 移住・定住・交流PR事業
- ・文化振興事業 ・観光振興対策経費
- ・生涯学習センター管理運営事業
- ・図書館運営事業 ・公園等維持管理運営経費



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
町ホームページ「にのみや Life」の閲覧数(回)	44,474 (令和3年度)	49,000
ラディアンの稼働率(%)	44.4 (令和3年度)	50.0
町観光入込客数(人)	497,434 (令和3年度)	540,000

施策2-2:特色ある教育活動の推進

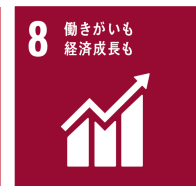
特色ある教育活動として、小中学校と地域が一体となって、義務教育9年間を見通した教育を進めるとともに、誰もが互いに認め合う、「共に学び共に育つ教育」を推進します。

また、多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、学びや育ちの環境を整えるとともに、コミュニティ・スクールの枠組みを活用し、地域学校協働活動の推進による家庭や地域社会の教育力向上に努めます。

町の特色ある教育活動の一つである英語教育においては、引き続き ALT(外国語指導助手)の活用や海外の生徒とのオンライン交流を促進し、自然と話したくなる生きた英語指導を行うとともに、英語検定料の助成を行うなど、魅力ある学校教育を推進していきます。

【主な事業】

- ・小中一貫教育推進事業 ・英語教育推進事業
- ・ICT教育推進事業 ・コミュニティ・スクール運営促進事業
- ・地域学校協働活動推進事業



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
中学3年生の英検3級取得率(%)	42.6 (令和3年度)	50.0
コミュニティ・スクールの認知度(%)	21.4 (令和4年度)	30.0
小中一貫教育の認知度(%)	37.6 (令和4年度)	50.0
放課後子ども教室の登録率(%)	26.9 (令和3年度)	29.0

【基本目標 3】

出産・子育てを支援、子育てを楽しめる環境をつくる

数値目標	基準値	目標値
この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した保護者の割合(%) (乳幼児健診時アンケート)	95.8 (令和3年度)	98.0

基本的方向

妊娠から子育てまで、切れ目のない支援を充実させることで、出産・子育てを望む人が安心して子どもを産み育てられる環境を作ります。また、働きながら子育てができる様々な支援制度により、自分らしい仕事と子育ての両立を支援します。

SDGsへの貢献



施策3-1:妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

妊娠から出産、子育て、学齢期にわたる様々な不安や課題を解決するため、切れ目のない従来のきめ細かな相談対応をさらに強化しつつ、福祉や教育、外部関係機関を交えた子育て支援ネットワークを活用し、ソフト、ハード両面から支援していきます。

【主な事業】

- ・子育て世代包括支援事業
- ・育児発達支援事業 ・教育相談・教育支援室事業
- ・小児医療費助成事業 ・ひとり親世帯関係経費



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

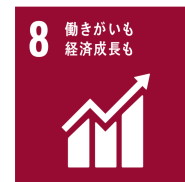
項目	基準値	目標値
乳幼児全戸訪問事業のサポート率(%)	100.0 (令和3年度)	100.0
育児について困ったとき、気軽に相談できる人や場がある保護者の割合(%) (乳幼児健診時アンケート)	94.3 (令和3年度)	96.7
養育支援事業のサポート率(%)	100.0 (令和3年度)	100.0

施策3-2:仕事と子育ての両立支援

保護者の就労等により保育を必要としている児童の健全育成のため、多様化する教育・保育ニーズを的確にとらえて子育て支援の充実を図るとともに、幼稚園や保育所、学童保育所と連携し、子どもたちに安全、安心な居場所を提供します。

【主な事業】

- ・子ども・子育て支援給付経費
- ・子育てサロン及び一時預かり運営事業
- ・子育て支援対策事業
- ・病後児保育事業 ・学童保育所維持管理経費



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
保育園の待機児童数(4月1日現在)(人)	0 (令和3年度)	0
ファミサポのまかせて会員数(人)	73 (令和3年度)	95
学童保育所の待機児童数(4月1日現在)(人)	0 (令和3年度)	0

【基本目標 4】

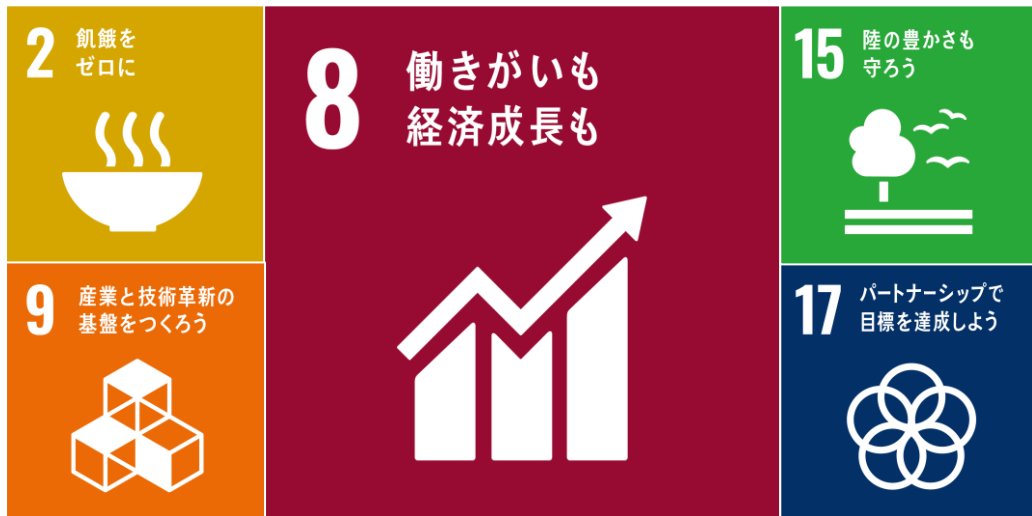
地域産業の振興を図り、仕事を生み出しやすい環境をつくる

数値目標	基準値	目標値
町商工会の新規加入数(件) (町商工会情報)	19 (平成29・30年度の平均)	20

基本的方向

町内にヒト・モノ・カネを循環させ、経済を活性化させるため、新たな創業希望者や現在の経営者に対して支援します。また、オリーブをはじめとする特産物を使った地域ブランド商品の販路拡大や、新規就農者支援により、地域の農林業分野の活性化を進めます。なお、雇用の創出だけでなく、テレワークなど多様な働き方の実現に向けた取り組みに対して支援します。

SDGsへの貢献



施策4-1:地域商工業の活性化

地域商工業の活性化のため、商工会と連携した創業・経営支援を継続して行うとともに、事業者の高齢化等の課題に対応した第三者による事業継承や、時代に即した事業転換などを支援します。

また、既存のポイントカードの今後のあり方や、キャッシュレス決済の導入支援などについて商業者団体と検討し、さらなる商工業の活性化を図ります。

「二宮ブランド事業」では、湘南オリーブオイルをはじめとして地域ブランド力の更なる向上を図ります。

【主な事業】

- ・ 商工業振興対策経費
- ・ 中小企業金融対策事業



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
起業相談件数(件)	18 (平成30年度)	20
二宮ブランドの認知度(%)	—	100.0
中小企業融資件数(件)	11 (平成29・30年度の平均)	20
事業継承に関する相談(件)	0 (令和3年度)	3

施策4-2:地域農林業の活性化

地域農林業の活性化のため、オリーブや落花生などの特産物の普及を奨励するとともに、遊休農地の地権者に土地の利用意向を確認したうえで、農地の集約化、新規就農者・法人の参入や遊休荒廃地の復元整備を支援していきます。

【主な事業】

- ・ 農業振興事業 ・ 遊休・ 荒廃農地対策事業
- ・ 特産物普及奨励事業（農業再生事業）
- ・ 有害鳥獣対策事業



【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
新規就農者数(人)	3 (令和3年度)	3
町内オリーブの生産量(トン)	1.25 (令和2・3年度の平均)	1.7
遊休荒廃地の復元整備支援件数(件)	1 (令和3年度)	5

資料編

資料1 策定経過

(1)議会

開催日	会議体	主な内容
令和3年4月23日	議会全員協議会	策定方針について
5月24日	議会全員協議会	町民満足度調査について
6月25日	議会全員協議会	町民参加手法について
7月21日	議会全員協議会	町民ワークショップについて
8月25日	議会全員協議会	進捗状況（小中学校児童生徒アンケート、中学校生徒会ワークショップ、人口ビジョン）について
9月28日	議会全員協議会	進捗状況（中学校生徒会ワークショップ、団体アンケート、職員の参加手法、町民ワークショップ）について
10月25日	議会全員協議会	進捗状況（中学校生徒会ワークショップ、計画の構成、条例改正）について
12月24日	議会全員協議会	進捗状況（町民ワークショップ、人口ビジョンの検証結果）について
令和4年2月18日	議会全員協議会	基本構想素案について
4月25日	議会全員協議会	基本構想案について
6月14日	第2回定例会	基本構想について（議決）
12月23日	議会全員協議会	前期基本計画素案について
令和5年3月28日	議会全員協議会	前期基本計画について

(2)二宮町総合計画審議会

【構成員14名】

町教育委員会の委員1名、町農業委員会の委員1名、関係行政機関の職員1名、町内の公共的団体等の代表者3名、学識経験を有する者6名、公募の町民2名

開催日	会議体	主な内容
令和4年2月9日	令和3年度 第1回審議会	策定方針及び策定スケジュールについて 各種事前調査報告について 基本構想素案について
2月10日	第2回審議会	基本構想素案に対する意見について
2月22日	第3回審議会	基本構想素案について
3月11日	第4回審議会	基本構想素案に対する答申書案について
3月23日	第5回審議会	基本構想素案に対する答申書案について
10月20日	令和4年度 第1回審議会	本年度に審議する内容について 前期基本計画の骨子について
11月8日	第2回審議会	前期基本計画重点的方針素案について 前期基本計画分野別方針素案について
11月25日	第3回審議会	前期基本計画重点的方針素案に対する意見等について 前期基本計画分野別方針素案に対する意見等について
12月26日	第4回審議会	前期基本計画重点的方針素案に対する意見等について 前期基本計画分野別方針素案に対する意見等について 第3期二宮町総合戦略素案について 二宮町国土強靱化地域計画（改定版）案について
令和5年1月16日	第5回審議会	前期基本計画素案に対する答申書案について
2月3日	第6回審議会	前期基本計画素案に対する答申書案について

(3)二宮町総合計画策定委員会

【構成員 10 名】

町長、副町長、教育長、政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市部長、消防長、議会事務局長、教育部長

開催日	会議体	開催日	会議体
令和2年8月18日	令和2年度 第1回	令和4年1月20日	第11回
9月1日	第2回	2月1日	第12回
12月1日	第3回	3月16日	第13回
令和3年3月17日	第4回	4月19日	令和4年度 第1回
4月6日	令和3年度 第1回	5月6日	第2回
5月18日	第2回	6月7日	第3回
6月16日	第3回	7月20日	第4回
7月20日	第4回	9月16日	第5回
8月17日	第5回	10月4日	第6回
9月16日	第6回	10月18日	第7回
10月19日	第7回	11月1日	第8回
11月16日	第8回	令和5年1月18日	第9回
12月21日	第9回	2月14日	第10回
令和4年1月6日	第10回	3月2日	第11回

(4)アンケート調査

①町民満足度調査(令和3年7月実施)

- ・調査対象:1,000人(町内に居住する18歳以上の町民を無作為抽出)
- ・回収率:35.6%(回答数:356件)
- ・第5次二宮町総合計画後期基本計画における47の分野別施策の「重要度」と「満足度」のほか、町への愛着度や定住意向、各分野での取り組みに関する設問について回答いただいた。

②まちづくり小中学生アンケート調査(令和3年7月実施)

- ・調査対象:町内小中学校に通う、小学校6年生と中学校3年生
- ・回答人数:小学校198人、中学校187人(合計385人)
- ・町の「好きなところ」・「好きでないところ」やその理由、大人になった時の「町のイメージ」などについて回答いただいた。

③町民活動団体アンケート調査(令和3年11月実施)

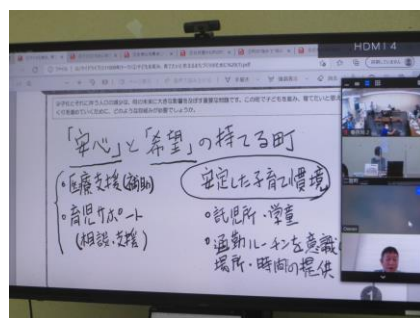
- ・調査対象:町内を中心としたまちづくり活動をしている団体
- ・回答団体数:48団体
- ・活動を通しての課題やその対応策、活動をより活発にするための取り組みや町に協力してもらいたい事項などについてご意見を伺った。

(5) ワークショップ

① 町民ワークショップ

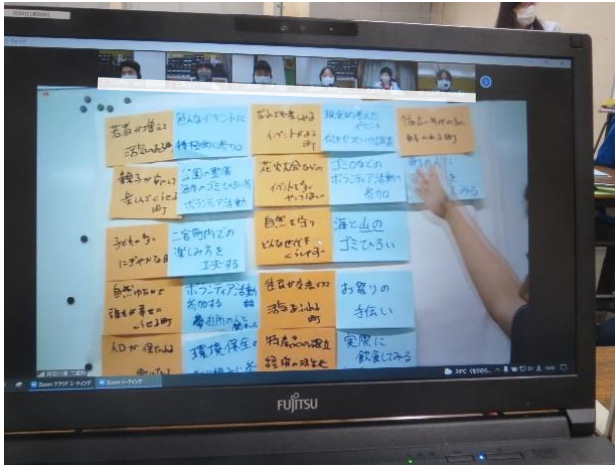
- ・各回、分野に応じたテーマを設定し、幅広く意見やアイデアを伺った。
- ・ワークショップには、それぞれの分野において実際に町内で活動を行っている方などの参加もあり、今後の取り組みの参考となるアイデアなども多く発表された。

開催日・参加人数	分野	テーマ
令和3年10月9日(土) 参加人数:会場:7人 リモート:3人 意見書:6人	子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み、育てたいと思えるまちづくりのために ・子どもたちの心身の健康と「生きる力」を育むために
	産業、経済	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な消費者ニーズに応えられる地域経済の活性化のために ・自然豊かな町の特徴である農地や里山を守るために
令和3年10月24日(日) 参加人数:会場:6人 意見書:2人	環境、防災	<ul style="list-style-type: none"> ・多発する自然災害に強いまちとするために ・温暖化防止対策をはじめとした環境保全のために
	土地利用、都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしやすさに直結する安定した住環境を保つために ・生活の質を向上させる都市基盤施設を再編、維持していくために
	自治体経営	<ul style="list-style-type: none"> ・町民と地域、行政が連携してまちづくりを進めていくために ・日々の安全や生活の幅を広げるコミュニティを強化していくために
令和3年11月13日(土) 参加人数:会場:5人 意見書:9人 傍聴:2人	福祉、健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で助け、支え合いができる共助のまちづくりのために ・誰もがいくつになっても健康に生活ができる町を目指すために
	生涯学習・スポーツ、歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な学習活動やスポーツの機会を提供するために ・ふるさと二宮への誇りと愛着を醸成していくために



②中学校生徒会ワークショップ(令和3年10月6日(水)実施)

- ・参加者:二宮中学校生徒会役員5名、二宮西中学校生徒会役員6名、町長
- ・一人一台のタブレットを活用したZOOMによるオンライン意見発表会とし、フリップボードを使用して、「町の魅力や課題」、「町の将来イメージと私たちの役割」などについて、意見交換を行った。



③職員ワークショップ(令和4年2月2日(水)実施)

- ・参加者:町政の運営に直接携わる中堅職員15名
- ・分野ごとに3つのグループに分けて開催。町の現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりに向けた取り組み等について意見交換を行うことで、互いの意見や考え方に耳を傾け、さまざまな視点から物事を捉える機会とした。

(6)オープンハウス

- ・令和4年3月17日(木)~18日(金)の2日間、ラディアン展示ギャラリーで実施。
- ・第6次二宮町総合計画の策定に向け、これまでに行ってきた町民のみなさんご意見などを紹介するとともに、基本構想(案)の概要をパネルで示し、アンケート方式によりご意見を伺った。



(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、二宮町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 二宮町総合計画に関すること。
- (2) 総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。)に関すること。
- (3) 二宮町国土強靱化地域計画に関すること。
- (4) 二宮町行政改革に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 4人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内
- (6) 公募の町民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月22日条例第18号)

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月1日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(二宮町行政改革検討委員会条例の廃止)

2 二宮町行政改革検討委員会条例は廃止する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和4年3月3日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

資料3 二宮町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選出区分	
岡野 敏彦	町教育委員会の委員	1号
井上 宗士	町農業委員会の委員	2号
竹村 洋治郎	関係行政機関の職員	3号
阿部 正昭(副会長)	町内の公共的団体等の代表者	4号
片岡 宇一郎	町内の公共的団体等の代表者	4号
関野 茂司	町内の公共的団体等の代表者	4号
湯川 恵子(会長)	学識経験を有する者	5号
小野寺 裕美	学識経験を有する者	5号
林 晃	学識経験を有する者	5号
江守 正多	学識経験を有する者	5号
磯部 和美	学識経験を有する者	5号
守屋 保子	学識経験を有する者	5号
赤井 和憲	公募の町民	6号
石井 朝方	公募の町民	6号

資料4 諮問・答申

諮問(基本構想)

二第 140 号
令和 4年 2月 9日

二宮町総合計画審議会
会長 湯川 恵子 様

二宮町長 村田 邦子

第6次二宮町総合計画基本構想素案の諮問について

第6次二宮町総合計画基本構想(2023 年度～2032 年度)の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、第6次二宮町総合計画基本構想素案について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

答申(基本構想)

令和4年4月12日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会
会長 湯川 恵子

第6次二宮町総合計画基本構想素案について

令和4年2月9日付け二第 140 号により諮問を受けました第6次二宮町総合計画基本構想素案について、当審議会では慎重に議論を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

今後の基本構想の策定にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重し、計画に反映されますよう要望します。

答 申 書

1. はじめに

素案の審議にあたり、事前に丁寧な町民意見の収集と分析がなされていることが評価できる一方、意見が適切に反映されているか、二宮町の特徴を捉えつつ未来を見据えた計画となっているかなどについて、集中的に審議しました。

全国的な人口減少・少子高齢化の進展、児童生徒数の減少による学校教育環境の変化、ICT に関しては技術の飛躍的な向上と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活への浸透、そして世界的な脱炭素化の動きなど、様々な分野にまたがった課題が顕在化しているため、計画策定にあたっては幅広い視野で社会を見渡す必要があります。

また、それらに対応する中でも、二宮町の特徴である豊かな自然を守りつつ、自然との調和を基本とした施策や取り組みの展開が求められています。

2. 答申項目について

答申項目 1 基本理念と10年後の将来像について

- ・理念とはあらゆる時代の変化を通じて普遍的な考えを包括的に表現したものであり、町民憲章を二宮町総合計画基本構想の中核に据えたいうで、計画にしっかりと明記し、町民の中での理解を深めていく必要がある。
- ・町民憲章は、制定から相当な年月が経っていることから、その制定の経過や基本理念とした想いを改めてしっかりと説明する必要がある。
- ・町民憲章の内容に際しては、時代に即していない部分や掲載されている言葉に縛られる懸念がある。町はこれを認識し、それらも踏まえながら町民にわかりやすく説明し、制定当時の想いを再認識する機会とすると良い。
- ・10年後の将来像は、総花的にまとめられているため、まちづくりの目指すべき方向性が見えにくい。説明のなかで重点に置くものを落とし込むことによって見える化することで、町民にもわかりやすくなる。

答申項目 2 まちづくりの方向性（基本目標）について

(1)子どもたちの健やかな成長と生きる力を育むまち

- ・初めて出産を経験する親にとって、子育ては妊娠期

から始まるため、妊娠期からのつながりのある支援を明文化する必要がある。

- ・いじめや不登校といった子どもを取り巻く課題に対応するため、他市町の事例などを参考に、例えば「子どもの権利条例」の制定など、子どもたちを守るための手法について検討する必要がある。
- ・教育分野に ICT 技術が導入されているが、ICT 化で効率化できる部分とそうでない部分を見極めながら、学習効果を高めていく必要がある。
- ・二宮の強みである豊かな自然を生かした教育と、デジタル化を生かした教育はメリハリをつけて推進することが必要である。デジタル化の推進にあたっては、「使う IT」を発展させた「作る IT」も視野に進めることで新たな二宮らしさが創出できる。
- ・学校教育は、学力の向上だけでなく協調性や多様性の受容といった「他者との関わり」によって育まれる力も重要視されているため、その視点についても明記する必要がある。
- ・学校教育は、コミュニティ・スクール化によって教員と児童生徒、保護者だけでなく地域住民も関わって成り立っているため、学校運営協議会等の記載にも配慮する必要がある。また、子どもたちが協調性や多様性を理解するために、コミュニティ・スクールの活動を積極的に行うべきである。
- ・単級化の学校が増え、公教育の根幹である集団での学びが損なわれつつあるため、次代に即した学校システムへの移行と学校施設の集約化に向かうコンセプトについても記載していく必要がある。

(2)誰もがいきいきと豊かに暮らせるまち

- ・住み慣れた土地でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、人と人との関わり合いや支えあいには欠かせない要素であることを意識し取り組むべきである。
- ・文章から伺われる趣旨が、高齢者を対象とした項目に傾倒しているように見えるので、子どもから高齢者までという意味合いをもっと出すべきである。また、子どもたちや若い世代が自発的に活動していけるように、町として支援できる体制を作る必要がある。

(3)人と地球にやさしい持続可能なまち

- ・日本は2050年までに脱炭素化することとしているため、二宮町も町の強みである自然と調和した形で、脱炭素化に向けた取り組みを推進することを計画の中に明文化するべきである。

- ・現在策定作業が進んでいる環境基本計画の考えと、この項目の記載事項は整合性を取る必要があるため、関係課と事前にすり合わせをする必要がある。
- ・地球規模の温暖化対策が含まれる環境施策と地域単位の防犯が同じ項目に入っていることに違和感がある。視点によって捉え方や括り方も変わるため、改めて関連性などを精査し、施策のまとめ方を見直す必要がある。

(4) 地域資源を生かしたにぎわいのある活力に満ちたまち

- ・町民と町が一体となって、町民にとって魅力的な取組を企画し情報発信することで、町外から人を呼び込むなど、地域活性化につなげる工夫をするべきである。
- ・観光分野においては、さらなる交流人口を増やすための観光の在り方について検討を進めるべきである。
- ・地域資源というと産業などの視点になりがちだが、新規に転入してきている世帯にとっては子育てや教育の環境もキーワードとなっていることを考慮に入れる必要がある。

(5) 都市と自然が調和した安全で快適なまち

- ・(3)にも関連するが、都市基盤や土地利用などにおいても、町の強みである自然と調和した形での脱炭素化の推進を意識する必要がある。
- ・不動産会社等の民間事業者と情報共有し、空家を活用できる仕組みを検討するべきである。

(6) 町の歴史や文化への誇りと、学びを通じた生きがいがあるまち

- ・論点が見えにくく、項目として何を指したものなのかがわかりにくいため、文体を含め、わかりやすい文章となる工夫をする必要がある。

(7) きずなを強め、町民と行政がともに取り組むまち

- ・誰と誰のきずな(つながり)について述べている項目なのかがわかりにくいため、わかりやすい表記となる工夫をする必要がある。
- ・町民と町民のつながりも含まれている項目であるならば、地域の支えあいという視点で安全安心の施策

分野をこちらに移動させる必要がある。

- ・行政と町民のつながりも含まれている項目であるならば、町民から求められている「より柔軟な姿勢」を明文化する必要がある。
- ・若い世代の意見を反映し、柔軟な発想で取り組みを行うべきである。

答申項目3 その他全体について

- ・町の強みである自然を大切にしつつ、脱炭素化を含めた様々な施策を実施する姿勢を見せるため、様々な場面で「環境への配慮」を盛り込んだ説明とすべきである。
- ・土地利用構想では、ICT化の進展により場所に囚われることなく取り組むことが可能となっており、ゾーニングが難しくなっているため、今後町がどのような方向性で土地を活用していくのかを説明するものとなるよう、工夫が必要である。
- ・基本目標という表現は、完了することが可能な性質を持った事柄を指すニュアンスがあるため、指針やビジョンのような意味合いであれば「まちづくりの方向性」だけにすべきである。
- ・行政運用において、グローバル化を見据え、西暦表記への移行に取り組むなど、社会情勢を踏まえたバランス感覚を意識するべきである。
- ・少子高齢化の波は避けて通れないものであるため、思い切った公共施設の統廃合と効率的運用を検討するべきである。
- ・まちづくりには、何を重点的にするのか推進の優先順位が必要となるため、基本計画や実施計画の中でしっかりと位置付けが分かるようにするべきである。
- ・移住者や交流人口等により「人が行き交う」ことは、人口減少の課題に対応するのみならず、新しい考え方をもった方々を呼び込むことで町の質的变化を創出するなど、町の魅力を高める重要な力となるため、10年後、20年後先も町として移住施策を重点的に取り組むべきである。
- ・町の姿勢や方向性を町民と共有するため、取り組みや成果、課題やニーズなどを共有しながら、現場の声に耳を傾けながら町民と町による協働型のまちづくりを意識するべきである。

諮問(前期基本計画)

二第 1324 号
令和 4年 11月 8日

二宮町総合計画審議会
会長 湯川 恵子 様

二宮町長 村田 邦子

第6次二宮町総合計画前期基本計画素案の諮問について

第6次二宮町総合計画前期基本計画(2023 年度～2027 年度)の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

答申(前期基本計画)

令和5年3月2日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会
会長 湯川 恵子

第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について

令和4年11月8日付け二第1324号により諮問を受けました第6次二宮町総合計画前期基本計画素案について、当審議会では慎重に議論を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

今後の前期基本計画の策定にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重し、計画に反映されま
すよう要望します。

答 申 書

1. はじめに

素案の審議にあたり、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向け、町が前期5年間に重点的に実施すべき施策、及び各施策分野の方向性が、時代の変化や町民課題に即した計画となっているかなどについて、集中的に審議しました。

特に人口減少・少子高齢化の進展に伴う町財政、地域生活、経済に対する影響のほか、深刻化する地球規模の環境問題における自治体としての責任、教育分野における急速なICT技術の活用など、現在及び未来を見越した分野を跨いだ課題に対して、専門的知見だけでなく、町民としての目線も含め計画素案を審議しました。

町においては、本答申を十分に尊重し、各種計画策定を進めるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を基盤として、町民の想いや希望が詰まった10年後の将来像「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」の実現に向け、計画に定める施策を確実に推進されるよう要望します。

2. 総論

審議における委員意見のうち、特に計画全般にかかわる重要なものを総論として3点特筆します。

一つ目として、二宮らしさを生かした施策横断型の取り組みを推進する必要があります。具体的には、自然が豊かでゆったりとした雰囲気「二宮らしさ」を生かし、みんなが幸せを感じながら気候変動対策に取り組む「二宮モデル」を打ち出すことで、移住定住施策にも関連した町のイメージアップにつながったり、コンパクトで顔が見える町の規模を生かし、例えば特産品であるオリーブについて、農業、商工業、観光、環境の各分野を横断的に結び付け、相乗効果も視野に入れた施策を展開したりするなど、二宮らしさに関係した横断的な連携により効率的で効果的な取り組みとなることを目指す必要があります。

二つ目として、個性や価値観の多様性を認め合うインクルージョンの精神を持ってまちづくりを推進する必要があります。そのため、インクルージョンという概念が浸透しつつある福祉分野や教育分野だけでなく、社会全体での子育てを推進する子育て分野や高齢化等による地域防災力の低下が課題となっている防災分野においても、従来型の取り組みにとどまらない新たな関係性の構築を目指すなど、社会

や地域を挙げてインクルージョンの精神に則った新たな取り組みを模索する必要があります。

三つ目として、環境面だけでなく、財政や地域活動など様々な分野において持続可能な視点を持ち続ける必要があります。その際、行政サービスのワンストップだけではなくノンストップを意識することや、単なるデジタル化ではなく体制の抜本的な改革を目指した本質的なデジタルトランスフォーメーションなど、保守的ではなく未来志向型の一歩踏み込んだ計画となるよう努力する必要があります。

3. 重点的方針

①公共施設の利便性、機能性を高めるまちづくり

- ・高齢者など、デジタルに弱い方もインクルージョンする意識として「どの世代においても理解しやすいデジタル化」を推進する必要があります。

②子どもの笑顔がかがやく、子育てと教育のまちづくり

- ・意見なし

③気候変動に対応した安全・安心なまちづくり

- ・重点的方針タイトルの安全・安心という言葉は、意味合いが広すぎるため、地球温暖化対策などでも使われる「持続可能な」という言葉の方が適切である。
- ・ゲリラ豪雨などで頻発する河川災害、土砂災害などへの対応も明記するべきである。
- ・脱炭素社会を実現するためには、役場の事務事業だけでなく、産業・民生・運輸を含めた町域全体からの排出量を計画的にゼロにすることを、町として目指すため、町域全体の脱炭素実行計画の策定にも取り組む必要がある。
- ・脱炭素社会や循環型社会を目指すことと関連して、二宮町のゆったりとした雰囲気にも適合した、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却したライフスタイルを推進するべきである。

④誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

- ・施策として地域の防災や防犯にも触れているため、重点的方針タイトルに「安全・安心」を追記し、タイトルと内容の適合を図るべきである。

⑤活力がみなぎり、選ばれるまちづくり

- ・「みなぎる」は満ちるという意味であり、農業・産業の活力という言葉においては、よく使われる「あ

ふれる」とした方が良い。

⑥新しい時代に向けて、しなやかに対応するまちづくり

- ・DXという単語は、単純な「情報化」とは異なるものであることを認識して、適切に使う必要がある。

4. 分野別方針

施策分野①:子育て

- ・子育て世代の町政への参画を促すため、事業の際のキッズルーム設置やボランティア人材バンクの設立など、効果が小さくてもすぐに取り組みで変化が見える施策が必要である。
- ・保育園や学童保育所の送迎時の駐車場問題など、子育て環境に関わる課題に対してはしっかりと状況を把握し、積極的に解決していく方針を示す必要がある。また、地域や社会で子どもを育てていく意識を醸成するためにも、施設の近隣住民をはじめとする子育て世代以外の町民との関係性を、より良好なものとするための仕組みづくりを、重点的かつ継続的に行う必要がある。

施策分野②:教育

- ・児童生徒の良好な教育環境の確保や人権意識を高めるため、いじめやセクハラを防止する二宮町独自の条例などを制定する方針についても検討すべきである。
- ・すべての柱となる「二宮町としてどのような子どもを育てるか」を明記するなど、具体的にイメージできる工夫をする必要がある。
- ・教育現場におけるデジタル化は、単に教科書のデジタル化ではなく、データの集積や外国を含めた他地域との交流など、幅広くそして含みのある活用を進めていく必要がある。
- ・タブレット端末などの継続的な維持に係る国の支援が打ち出されていない中、継続して教育現場のデジタル化を維持していくため、町がしっかりと支えていく姿勢を打ち出す必要がある。
- ・現在の学校教育では、多様性を認め合うインクルージョンの推進が重要であるため、計画においても受容性の高い教育の推進を明記すべきである。また、子どもだけでなく教員や保護者をはじめとする大人の意識の変化や、インクルージョン教育を実施できる組織、体制の構築も進めていく必要がある。

施策分野③:福祉

- ・社会的課題となっている「ひきこもり」に早期かつ継続的に対応するため、役場内の教育委員会や福祉部局だけでなく、学校、福祉事務所、児童相談所など、様々な関係機関と連携して対応していく方針が必要である。
- ・施策細節「地域福祉の充実」では、誰でも安心して暮らし続けられる点について、深い関わりがある包括支援センターの事業内容を記載する必要がある。
- ・現況と方向性の説明と、介護保険サービスの関係性が分かりづらい。また、施策細節「介護保険サービスの充実」で説明している取り組みが、持続可能な介護保険事業の運営にどのように寄与するのが分からないため、文章を再考する必要がある。

施策分野④:健康・保健

- ・特になし

施策分野⑤:環境

- ・国の支援制度を活用し、遊休農地を活用した営農型太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー開発や新築時の省エネ住宅の推奨、電気自動車の普及促進など、脱炭素社会の実現に向けたより踏み込んだ施策を展開する必要がある。
- ・施策細節「自然環境と生物多様性の保全」において、生物多様性の保全に関する記述が読み取りづらいため、表現などを工夫する必要がある。
- ・新庁舎整備に際しては、使用エネルギーの減量と自給により正味の消費量をゼロにするZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を目指すことを明記すべきである。
- ・気候変動適応策について、重点的方針と同様に分野別方針にも記述を追加する必要がある。

施策分野⑥:防災

- ・高齢化や単身世帯の増加などにより、自治会加入者が減少している中、共助を担う地域防災力の低下が課題となっているため、地域コミュニティのあり方を含めた町の姿勢を見せていく必要がある。
- ・現況と方向性の内容からみて、既存の3つの施策細節だけでは、土砂災害などへの対応といったハード面の施策が欠落しているように見える。
- ・すでに既存の自治会を基盤としたネットワーク以外に、オンラインを活用した子育てやサークル仲

間といった新たなネットワークも存在しているため、それらを含めた情報の発信や連携についても検討する必要がある。

- ・高齢化等を踏まえ、自助・共助自体が困難な状況も考えられるため、既存の枠組みにとらわれない連携や町の取り組みも必要である。
- ・日中の人口比率が低い二宮町において、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直すべきである。特に子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも有用な取り組みだと考えるため、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

施策分野⑦:消防救急

- ・日中の人口比率が低い二宮町において、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直すべきである。特に子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも有用な取り組みだと考えるため、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

施策分野⑧:農林漁業

- ・一文が長すぎて文章全体の意味が分かりづらくなることや、「周辺環境」のように具体的なイメージが持ちづらくなる箇所も見受けられるため、一般町民目線で文章構成を考えるべきである。
- ・農業の推進にあたっては、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」なども参照し、農地土壌への炭素貯蔵を含めた環境再生型農業についても意識する必要がある。
- ・特産品による産業振興にあっては、他市町の事例を参考に、行政が民間の力を取りまとめて取り組みを進めることにも力を入れる必要がある。
- ・二宮らしい地域振興の一つとして、農業、産業、観光、環境の各施策分野を横断的に関連させた事業展開は魅力的であり、二宮らしさをアピールする各種取り組みにおいても積極的かつ横断的な連携に基づいた事業展開を進めるべきである。

施策分野⑨:商工業

- ・「身近な購買機会を確保」など、一般町民にはイメージしにくい表現を改めるべきである。

施策分野⑩:観光

- ・転入者などによる新規出店や、東大果樹園跡地の町民有志による活用により新たな人の流れができていたことも、観光資源のひとつとして記載すべきではないか。

施策分野⑪:都市基盤

- ・特になし

施策分野⑫:土地利用

- ・未利用町有地の有効活用については、施策分野⑩「行財政改革」の施策細節「公共施設と未利用町有地の適正な維持管理・再編」に記載されているが、施策分野⑫「土地利用」にも記載した方が良い。

施策分野⑬:公園・緑地

- ・町民ニーズという点、人口構成割合として高齢者をイメージしがちなため、子どもや親の視点も含めた整備を進めることも明記するべきである。

施策分野⑭:歴史・文化

- ・特になし

施策分野⑮:生涯学習・スポーツ

- ・特になし

施策分野⑯:自治

- ・特になし

施策分野⑰:行財政改革

- ・特になし

施策分野⑱:地域づくり

- ・高齢化や単身世帯の増加などにより、自治会加入者が減少している中、共助を担う地域力の低下が課題となっているため、地域コミュニティのあり方を含めた町の姿勢を見せていく必要がある。
- ・すでに既存の自治会を基盤としたネットワーク以外に、オンラインを活用した子育てやサークル仲間といった新たなネットワークも存在しているため、それらを含めた情報の発信や連携についても検討する必要がある。
- ・高齢化等を踏まえ、自助・共助自体が困難な状況も考えられるため、既存の枠組みにとらわれない連携や町の取り組みも必要である。

- ・子ども会の解散などが見受けられる中、地域の大人とのつながりを保ち、地域への愛着を芽生えさせるためにも、昼間の発災時の重要な防災要員として、地域の中学生の役割を見直し、災害対応における中学生の積極的な関わりを位置付けるべきである。

施策分野⑨:安全安心

- ・普段、登下校等の見守りを担っている地域の大人の活動を評価するとともに、児童生徒と顔の見える関係性づくりの有用性についても記載する必要がある。
- ・施策分野のタイトルである「安全安心」は、非常に広い意味を持っているため、現況と方向性の中で分野の内容が分かりやすく説明できるよう工夫するべきである。

5. その他

- ・全体として文章の主述関係のねじれや、いわゆる「役所言葉」が散見され、一般町民にはわかりづらくなっているため、町民目線での文章の再構成が必要である。
- ・重点的方針の内容が、分野別方針のどこに関連しているのかがわかりづらいため、重点的方針と施策分野を結び付ける工夫が必要である。
- ・様々な分野において「ネットワーク」「パートナーシップ」「連携」などがキーワードになってくるが、取り組みの主体者が混在し、誰が何をするかが不明瞭になっているため、特に町の方向性や町が実施することを明確にする必要がある。
- ・中長期的な計画のため、計画途中での見直しや柔軟性について記載する必要がある。
- ・長寿の町を謳う二宮町において、町民ニーズという言葉は高齢者をイメージしがちだが、人口構成割合は少なくとも子どもや親の視点も含めた事業を実施するとともに、計画策定においてもそのことを意識した記載とする必要がある。
- ・具体がイメージしづらい「二宮らしい教育」や「学びや育ちの環境を整える」といった言葉には、具体例も入れて読む人がイメージしやすい工夫をする必要がある。
- ・重点的方針、分野別方針ともにSDGsと結びつけた取り組みを示したり、SDGsを座標軸に据えて検証したりする必要がある。

資料5 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。

空き家バンク

空き家の有効活用を促進するために、売却や賃貸したい空き家物件情報をホームページ等に掲載して、利用希望者へ情報提供するものです。

一時預かり事業

保育園を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害などにより、一時的に家庭での保育が困難となったお子さんを預かる事業です。

eMAFF 農地ナビ

市町村および農業委員会が整備している農地台帳および農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

インクルージョン

「包括」「包含」「包摂」「一体性」などの意味を持つ言葉で、ここでは多様性を尊重し認め合い、全ての人が社会の一員であるという意識を持つことを言います。

インフラ

社会全体で共有される公共的、公益的な設備や施設、構造物などのことで、例を挙げると、道路や橋りょう、上下水道、広義的には学校や病院などがあります。

SDGs(持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成 27(2015)年9月に国連で開かれたサミットの中で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。貧困や飢餓など 17 のゴール(目標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

か行

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

気候非常事態宣言

気候変動の影響により深刻化する災害などに対し、自治体が緊急行動を呼びかけるために発出するものです。二宮町も令和5年度にこの宣言を行うこととしています。

機能別消防団員

水火災、大規模な救急事故、その他災害が発生し、又は、発生が予想される現場において、消防団の災害対応能力の補完及び向上を目的として、消防団として一定の経験を有した方により組織されています。

共同消防指令センター

平塚市・大磯町・二宮町からの 119 番通報を一括受信し、通報内容(災害の種類や規模)に適した部隊を編成して各消防署所に出動指令を行う機能で、平塚市に設置されています。

交流人口

その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる(交流する)人のことです。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」(又は居住者・居住人口)に対する概念です。

子育てサロン

就学前のお子さんと保護者が育児相談や子育て講座に参加することができ、また同じような子育ての仲間と交流できる憩いの場のことです。

ことわらない相談窓口

町民一人ひとりがその人らしい生き方を実現できる社会を目指し、さまざまな困りごとを一元的に対応するための相談窓口です。

個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどを示した計画です。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校です。この協議会のもと、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成

長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

さ行

再生可能エネルギー

石油などといった化石燃料のように有限なものではなく、太陽光や風力、地熱といった、二酸化炭素を排出しない(増加させない)、枯渇することのない、自然界に常に存在するエネルギーのことです。

自助、共助、公助

自助・共助・公助とは、課題解決に向けた基本的な考えで、「自助」は、自らの困難に対して、住民ひとりひとりが考え、行動し、問題の解決を図り、豊かな生活を送るために努力すること、「共助」は、近隣の住民どうしが、ともに支え・助け合い、安心して豊かな地域づくりに向け連携・協力すること、「公助」は、住民や地域で解決できない課題に対し、法律や制度に基づき行政や公的機関等のサービスを活用し解決を図ることを示しています。

小中一貫教育(施設一体型小中一貫教育・施設分離型小中一貫教育)

小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことで、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な教育の取り組み内容の質を高めることを目的としています。

また、施設一体型は小中学校の校舎が一部又は全部が一体となっているもので、施設分離型は異なる場所に別で設置されている形態となります。

ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

た行

第3次二宮町環境基本計画

自然豊かで素朴な町の良さを生かしながら、将来に残したい環境の保全や創出に向けて、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目指すために定めた計画です。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域計画(人・農地プラン)

農業者の高齢化、後継者不足の問題による耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」について、今後中心となる農業者は誰か、その農業者にどうやって農地を集めていくかを地域の話し合いに基づき作成する「未来の農地の設計図」です。

地域の通いの場

高齢者を中心に、誰もが継続的な介護予防などの健康づくりの活動や交流ができる地域の居場所です。

地域包括ケアシステム

介護保険法に基づく制度で、町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための制度です。

デジタル教科書

紙の教科書と内容は同じですが、各小中学校に整備したタブレット端末により、電子データで閲覧のできる教科書です。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味し、自治体においては主に、デジタル技術を活用することで、住民の利便性や行政サービスの向上を目指す取り組みを指します。

な行

二宮ブランド事業

町の地域資源を最大限に生かし、二宮らしさと付加価値をつけて生み出した二宮ブランド商品を普及・啓発する事業のことです。

二宮町空家等対策計画

町の空き家対策について基本的な考え方を示した計画です。

二宮町安全安心まちづくり推進協議会

子どもから高齢者まで全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、町民のコミュニティ意識の醸成により地域づくりの向上を目指すことを目的に設置された協議会です。

二宮町観光まちづくり戦略

基本構想に定めた10年後の将来像の実現に向け、観光振興におけるまちづくりの具体的な方向性を示した計画です。

二宮町教育等施設長寿命化計画

教育施設の個別施設計画として、これら施設を老朽化や少子高齢化に伴う需要の変化に対応しつつ、どのようにして改修や更新を進めていくかの方針を定めた計画です。

二宮町下水道ストックマネジメント計画

町の下水道を持続的かつ安定的に維持していくために、下水道経営の効率化と経営基盤の強化を図ることを目標として、事業方針や目標を定めた計画です。

二宮町公園統廃合計画

町が管理する公園について、維持管理費の圧縮に向けた管理形態の見直しのほか、配置の整理や機能の集約について定めた計画です。

二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画

町の公共施設のあるべき方向性と大規模な町有地の有効活用について検討することを目的に、平成30(2018)年からの10年間で実施する取り組みについて位置付けた計画です。

二宮町国民健康保険データヘルス計画

健康寿命の延伸を目指し、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、効果的・効率的に保健事業を実施するための計画です。

二宮町子育て世代包括支援センター「にのはぐ」

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する「ワンストップ拠点」のことです。

二宮町子ども・子育て支援事業計画

町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することや、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に定めた計画です。

二宮町生涯学習推進計画

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが生涯を通じて学び、学んだ成果や学びを通じた人のつながりが様々な活動に生かされ、誰もが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指した計画です。

二宮町人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、町の人口を分析し、人口の将来展望を提示した計画です。

二宮町人材育成基本方針

町が求める「職員像」を示し、すべての職員が求められるそれぞれの職務階層に応じた職責の認識と職務能力を理解し、職場の中で実践していくことにより、個々の職員力を高める人材育成の具体的方針を指針として定めたものです。

二宮町地域公共交通計画

将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保や維持をするための計画です。

二宮町地域包括支援センター「なのはな」

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの各専門職が、地域で暮らす高齢者のみなさんがかかえる課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から対応するための窓口です。

二宮町地域防災計画

町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を定めた計画です。

二宮町都市計画マスタープラン

町の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画です。

にのみやLife

暮らしやすい町の良さを広くPRし、ファミリー層を中心とした人々の定住を促すために実施するプロモーション活動のキャッチフレーズです。

は行

8050 問題

80代の高齢の親が50代の子どもの生活を支えている事例が増加し、社会問題化していることです。

病後児保育

保護者の方の都合により家庭で保育できない病気の回復期にあるお子さん(病後児)を、一時的に専用の保育施設で預かる事業のことです。

ファミリー・サポート・センター

小さなお子さんを持つ人が安心して子育てできるよう、子育てを手助けしてほしい人と、お手伝いできる人が会員となって、地域の中で子育てを助け合う組織です。

ま行

まちづくり

都市基盤等の整備、土地利用の規制誘導、福祉、健康、教育等の分野を含めて、町民参加により地域社会づくりを進めていくことです。

わ行

ワンストップ

1ヶ所で用事が足りること、1ヶ所で何でも揃うことです。

第 6 次 二 宮 町 総 合 計 画
前 期 基 本 計 画

令和5年(2023年)3月

発行:二宮町

神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

編集:二宮町 政策部 企画政策課

※表紙に使用している写真は、「にのみや観光フォトコンテスト」に寄せられた
写真です。この写真の著作権は、二宮町観光協会が有しています。

